

新 居 浜 市

国土強靱化地域計画

令和2年8月

目次

第1章	計画の概要	
1-1	策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	4
1-4	計画策定の進め方	4
第2章	本市の概況と特性	
2-1	自然的条件	5
2-2	社会的状況	6
2-3	想定される大規模自然災害	7
2-4	主な既往災害	15
第3章	地域計画策定の基本的な考え方	
3-1	基本理念	20
3-2	基本目標	20
3-3	事前に備えるべき目標	20
3-4	基本方針	21
第4章	脆弱性評価	
4-1	脆弱性評価の考え方	23
4-2	想定するリスク	23
4-3	リスクシナリオの設定	23
4-4	リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	25
4-5	リスクへの対応方策[施策体系]	26
4-6	リスクシナリオごとの脆弱性評価	28
第5章	施策分野ごとの推進方針	
A.	行政機能／防災・消防	54
B.	住宅／都市／土地利用	62
C.	保健医療／福祉／教育	68
D.	産業／農林水産業／エネルギー	74
E.	情報通信／交通・物流	77
F.	国土保全／環境	83
G.	地域防災／地域防犯／地域福祉／地域活動	87
第6章	計画の推進及び進捗管理	
6-1	優先的に取り組む施策	92
6-2	各種施策の推進と進捗管理	94

1-1 策定の背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行しました。また、平成26(2014)年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定（平成30年12月見直し）し、また、愛媛県においては、平成28(2016)年3月に国基本計画との調和を図りながら「愛媛県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定（令和2年3月修正）するなど、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組を進めているところです。

このような中、近年は地震、風水害による大規模な災害が頻発化、激甚化しており、本市においては、南海トラフ巨大地震が30年以内に70%から80%の確率で発生すると予測されるなど、災害時において市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が喫緊の課題となっています。

このようなことから、国や県の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「新居浜市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※ 国土強靱化とは

- 大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

基本理念

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 国及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

3つのメリット

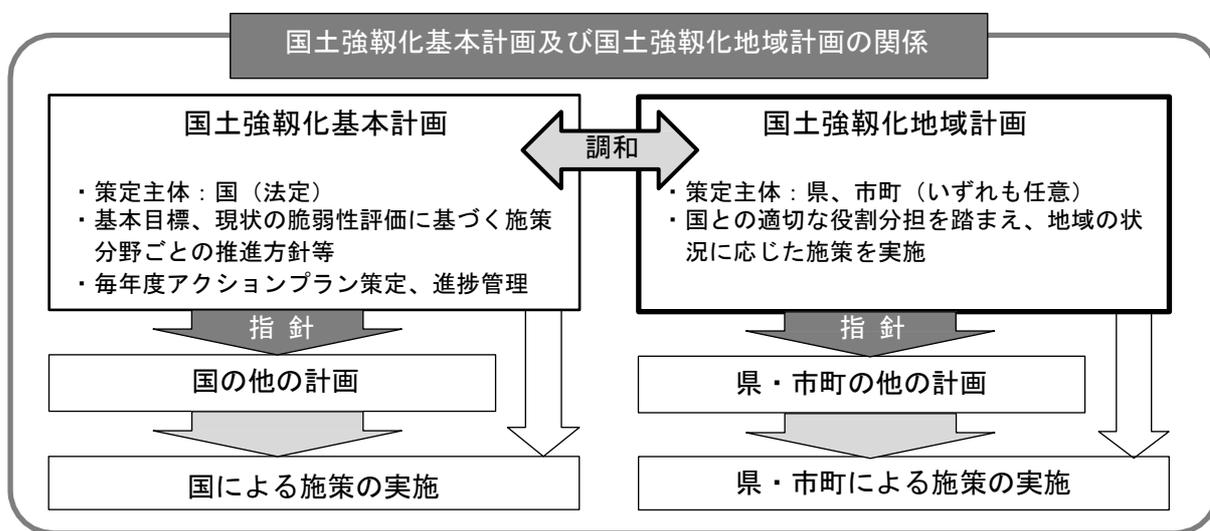
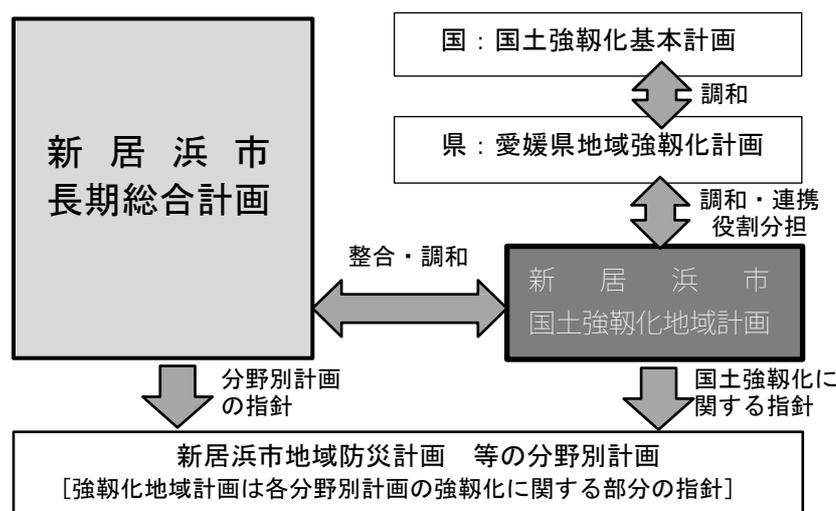
- ① 被害の縮小
 - ・ どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる。
- ② 施策事業のスムーズな進捗
 - ・ 国土強靱化に係る各種施策事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる。
 - ・ 関係府省庁所管の交付金・補助金が優先的に配分される。
- ③ 地域の持続的な成長を促す
 - ・ 強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、住民や民間事業者にとっても有益となる。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的にするための指針となる計画です。

そのため、県地域計画が、本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、市政の基本方針である「新居浜市長期総合計画」や、災害対策基本法に基づき策定した「新居浜市地域防災計画」等とも整合・連携を図りながら、国土強靱化に関して、本市における様々な分野の計画等の指針となるものです。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

- 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

- 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

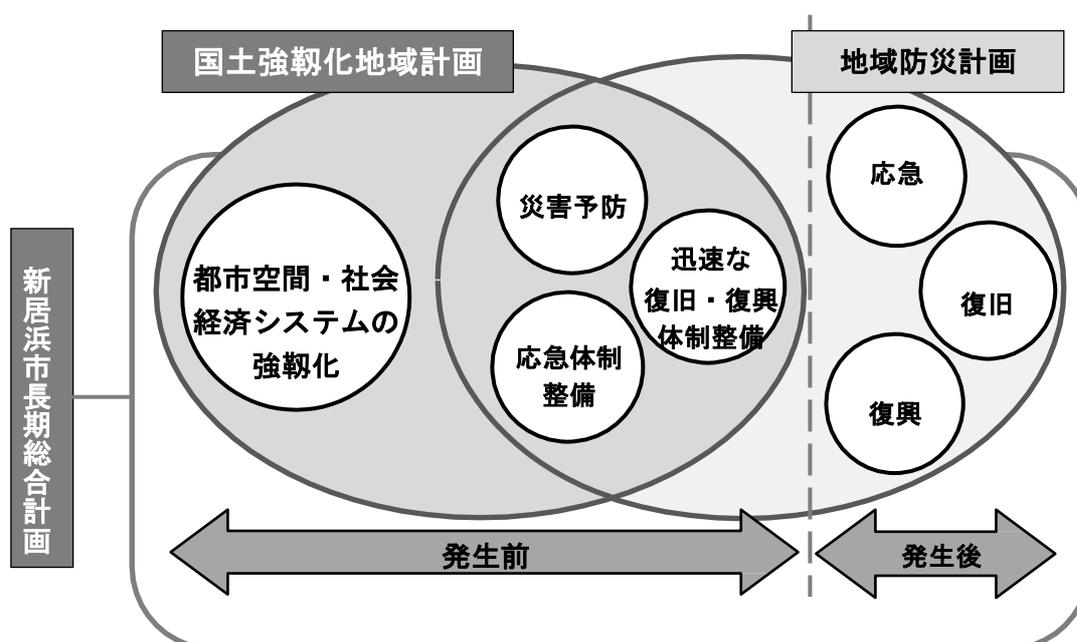
地域防災計画との違い

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水等の「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、新居浜市地域防災計画[平成 27 年度修正]では「風水害等対策編」「地震災害対策編」「津波災害対策編」のリスクごとに計画が立てられています。
- 一方、「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。
- そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態をもたらさないリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめたものです。

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定した地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護や被害最小化等を図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧等の具体的対策
施策の重点化・指標	○	—

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ図



1-3 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和7（2025）年度までの6年間を計画期間とします。また、新居浜市長期総合計画等に合わせ、適宜、本計画の見直しを行います。

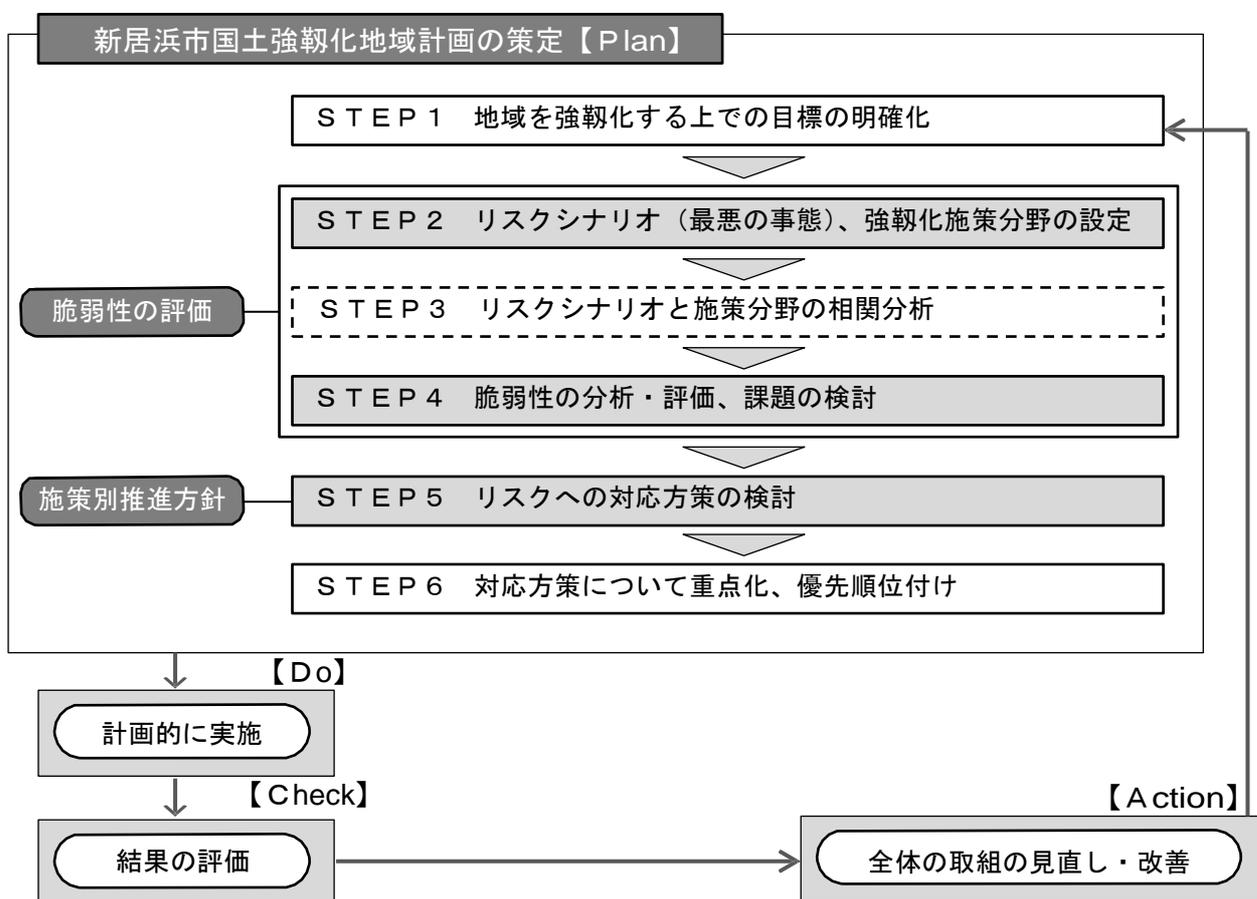
ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

1-4 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

■ 計画策定の手順

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
〈脆弱性の評価〉
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）の設定、強靱化施策分野の設定
- STEP 3 リスクシナリオと施策分野の相関分析
- STEP 4 脆弱性の分析・評価、課題の検討
〈施策別推進方針〉
- STEP 5 リスクへの対応方策の検討
- STEP 6 対応方策について重点化、優先順位付け



2-1 自然的条件

(1) 位置

本市は、愛媛県の東部、東経133度17分、北緯33度57分に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海（燧灘）を隔て広島県に面しています。

(2) 地勢

本市は、東西20.52km、南北21.48kmで、面積は234.50km²であり、総面積の4分の3が山地丘陵であり、平野部の広がりには少なく、標高の最高は1,855m、最低は0.5mです。

新居浜市の南にそびえる笹ヶ峰（1860m）、市内の西赤石山（1626m）等の尾根は東に連続し、法皇山脈を形成し、西に延びては寒風山（1763m）、瓶ヶ森（1897m）へと続き四国の屋根をなしています。法皇山脈の北側は急斜面で落ち込み、四国中央市から西条市に至る平野に達しており、その山麓線は、ほぼ東北東－西南西に直線的に延びています。法皇山脈を形づくる山々の頂から北に下る尾根の形は三角末端面と呼ばれる三角形を示し、中央構造線に伴う石鎚断層崖と呼ばれるものです。

この北側には、典型的な扇状地形を示す台地状の山麓地が広がり、国領川を中心とする氾濫原低地及び海岸平野性低地へと移行しています。平野部には標高200～250mの山地が東西方向に延びていますが、国領川、東川、尻無川の北流によって開析され、東西に二つの山塊として二分されています。海岸部には御代島等の三つの陸繋島と大島が点在します。赤石山系以南の山間部では、吉野川の支流、銅山川が東流しています。

新居浜市の地質は、中央構造線によって二分され、この構造線より北側は、領家帯と呼ばれ花崗岩類を主体とする火成岩が分布し、領家帯の南縁部は中生代の堆積岩からなる和泉層群におおわれ、南限は中央構造線で断ち切られています。中央構造線より南側は、三波川帯と呼ばれ結晶片岩を主体とする変成岩が分布しています。

平野部には、新生代の沖積世と洪積世の堆積物が広く分布しています。洪積層は、平野部南部の台地を形成し、沖積層は低地に分布しています。

(3) 気候

本市の気候は、瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は17.5℃前後、年間降雨量は950mm程度で、生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっています。

(4) 土地利用

本市の都市計画区域における土地利用をみると、山林が43.1%、農地が11.7%を占めるなど、58.2%が自然的土地利用となっています。宅地は約26.3%、その他の都市的土地利用は15.5%となっています。

用途地域内は宅地等の都市的土地利用が89.4%となっていますが、農地が180.8ha存在し、用途地域の7.2%を占めています。

2-2 社会的状況

(1) 人口・世帯

本市の人口は、令和2年3月31日現在（住民基本台帳）118,521人であり、緩やかな減少傾向が続いていますが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が徐々にではありますが進んでいることがうかがえます。

また、65歳以上の高齢者の人口及び人口割合は、令和2年3月31日現在で38,089人、32.1%となっており、出生率の低下と相まって、本市でも少子超高齢化の流れが続いています。

(2) 産 業

市内の事業所数、従業者数（事業所・企業統計調査ほか）は、全産業では事業所が減少傾向、従業者数が横ばい傾向から減少傾向に転じています。

第一次産業は実数が少なく低迷しています。第二次産業は事業所数、従業者数がともに減少傾向から横ばい傾向となっています。第三次産業は、事業所数が減少傾向を示していますが、従業者数が増加傾向から横ばい傾向となっています。

(3) 交 通

本市には、高規格幹線道路1路線、国道1路線、主要地方道4路線、一般県道9路線、市道1,113路線が走っています。四国縦貫自動車道は、四国を東西に結ぶ高規格幹線道路として、また、市中央部を東西に横切る一般国道11号、臨海部を東西に通る主要地方道壬生川新居浜野田線、及び中心部を南北に走り別子山地域へむかう主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線は、広域幹線道路としての役割を担っています。

鉄道はJR予讃線が東西に通っており、多喜浜駅、新居浜駅、中萩駅の3駅があります。

また、港湾は新居浜港（住友企業によって開発された新居浜港本港地区及び市民港として新居浜港東港地区）と、東予港東港があります。新居浜港東港地区では、神戸市と結ぶフェリーが運行されています。

2-3 想定される大規模自然災害

(1) 地震により想定される被害

新居浜市地域防災計画では、愛媛県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査（平成 25 年 12 月）」に基づき、影響をもたらす地震として、主に「南海トラフ巨大地震」「本県を横断する中央構造線断層帯の地震」「安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震」が想定されています。そのうち、愛媛県において最も甚大な被害をもたらす可能性が高い地震として、次のとおり地震規模、震度等が設定されています。

想定地震名	地震規模	最大震度
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	M9	7

■ 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の最大被害予測

区分	被害	単位	冬18時	冬深夜
建物被害	全壊棟数	棟	35,169	—
	半壊棟数	棟	12,865	—
人的被害	死者	人	—	約 1,800
	負傷者	人	—	約 5,100
	要救助者	人	—	約 2,900
避難者	避難所生活者	人	約 34,800	—

※新居浜市の被害が最大となる地震ケースから各被害ごとに最大となる想定シーンを抜粋

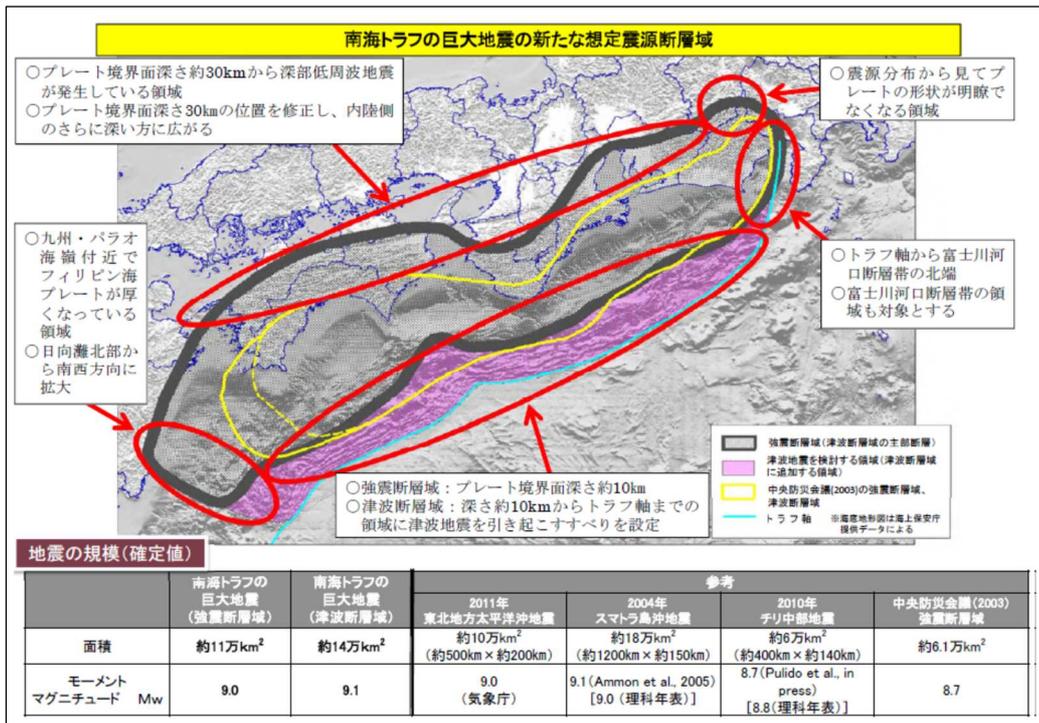
(2) 風水害等の危険性

本市における気象災害としては、春先から9月頃にかけて大雨・雷雨による被害、8月～10月頃にかけて台風による被害があります。また、水害を起こす大雨は、台風と梅雨時期のものが多く、これらによる河川の氾濫、浸水、また低地における内水排除不良による浸水等があります。更に、台風等の大雨に伴い、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流、地すべり危険箇所については、土砂災害の危険性があり、本市では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が189箇所指定されています。

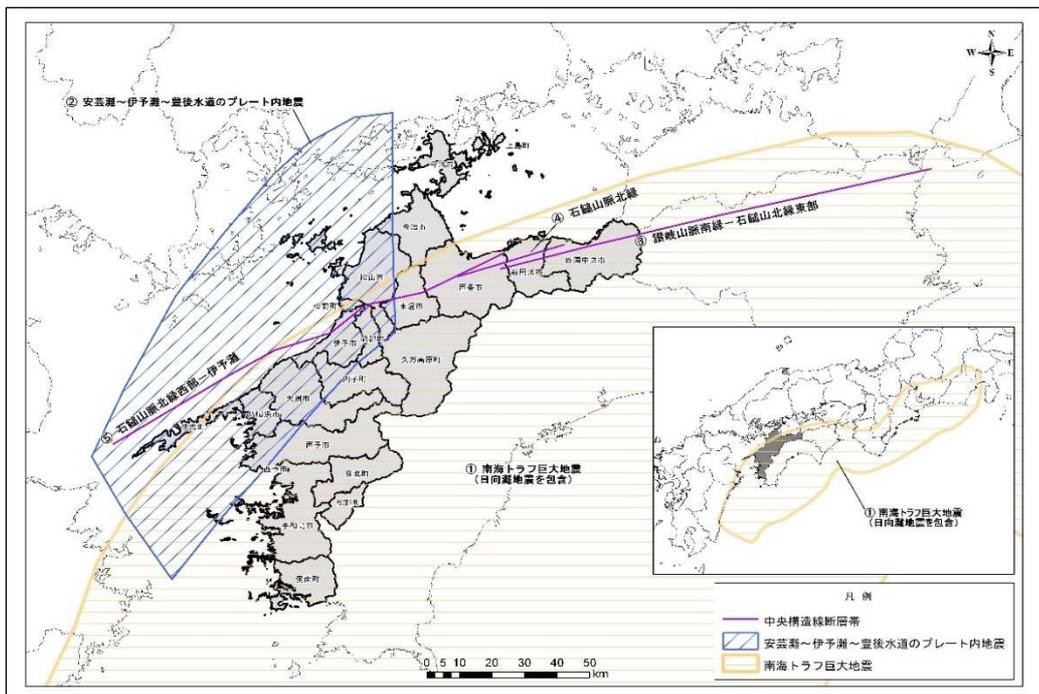
(3) 愛媛県地震被害想定調査結果の概要

愛媛県地震被害想定調査[平成 26 (2014) 年 5 月]においては、愛媛県における最大クラスの想定地震として設定 (①南海トラフ巨大地震M9.0 (津波:9.1)、②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震) M7.4、③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帯) M8.0、④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帯) M7.3、⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帯) M8.0) し、被害想定を行っています。

■ 南海トラフ巨大地震の想定震源断層域及び愛媛県における最大クラスの想定地震



出典：南海トラフの巨大地震モデル検討会 (平成 25 年 3 月)



出典：愛媛県地震被害想定調査 (平成 25 年 6 月)

■ 地震動

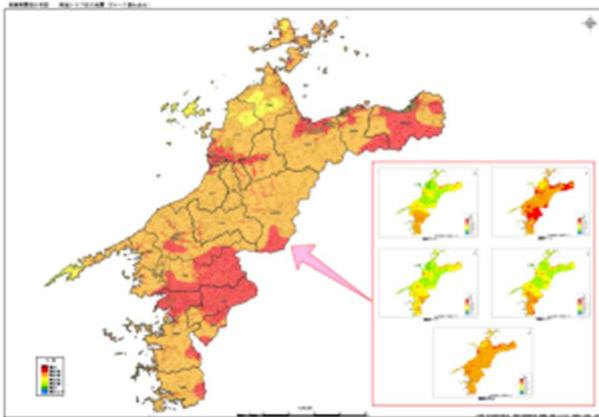
想定地震における震度分布状況

区分		想定ケース等	最大震度	震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	震度 4	震度 3 以下
①南海トラフ巨大地震		基本ケース	6 弱	0.0%	0.0%	6.6%	55.5%	37.9%	0.0%	0.0%
		陸側ケース	7	5.1%	34.3%	60.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		東側ケース	6 弱	0.0%	0.0%	7.8%	59.6%	32.6%	0.0%	0.0%
		西側ケース	6 弱	0.0%	0.0%	4.8%	33.0%	62.2%	0.0%	0.0%
		経験的手法	6 強	0.0%	8.7%	90.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース 1 (北から破壊)	5 強	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	29.5%	62.9%	0.0%
		ケース 2 (南から破壊)	5 強	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	25.9%	72.6%	0.0%
	②'南側	ケース 1 (北から破壊)	5 弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	65.5%	27.1%
		ケース 2 (南から破壊)	5 弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	65.2%	34.8%
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震		ケース 1 (東から破壊)	7	3.1%	13.9%	21.2%	28.5%	33.4%	0.0%	0.0%
		ケース 2 (西から破壊)	7	7.9%	20.9%	19.4%	47.3%	4.5%	0.0%	0.0%
④石鎚山脈北縁の地震		ケース 1 (東から破壊)	7	3.1%	12.7%	31.4%	45.8%	7.1%	0.0%	0.0%
		ケース 2 (西から破壊)	7	0.8%	11.6%	29.8%	51.8%	6.0%	0.0%	0.0%
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震		ケース 1 (東から破壊)	6 強	0.0%	6.8%	14.3%	32.3%	40.7%	5.8%	0.0%
		ケース 2 (西から破壊)	6 強	0.0%	0.9%	12.4%	28.6%	42.9%	15.2%	0.0%

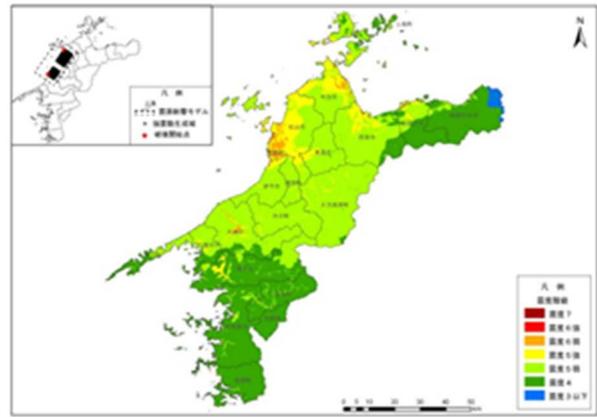
想定地震における新居浜市の最大震度

新居浜市	①南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震		③讃岐山脈 南縁－石鎚山 脈北縁東部の 地震	④石鎚山脈北 縁の地震	⑤石鎚山脈北 縁西部－伊予 灘の地震
		②北側	②'南側			
	7	5 強	5 弱	7	7	6 強

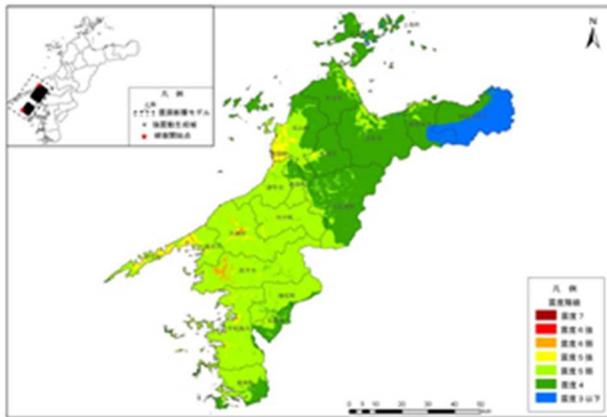
■ 南海トラフ巨大地震の震度分布
(5ケースの重ね合わせ)



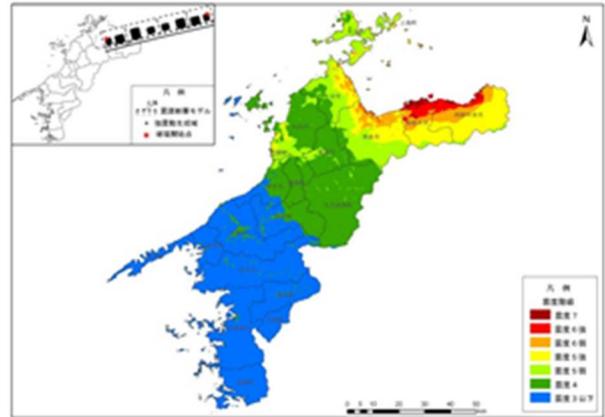
■ 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震（北側）の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



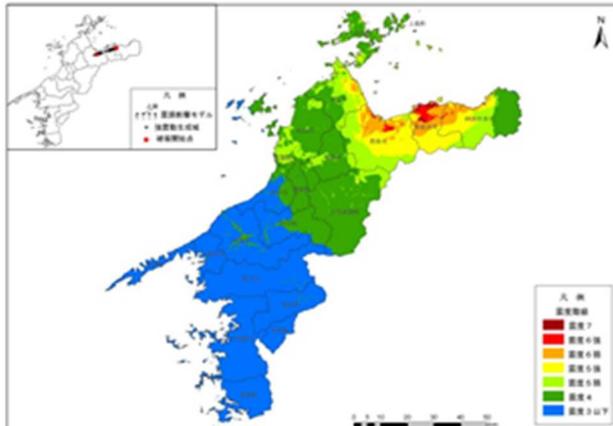
■ 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震（南側）の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



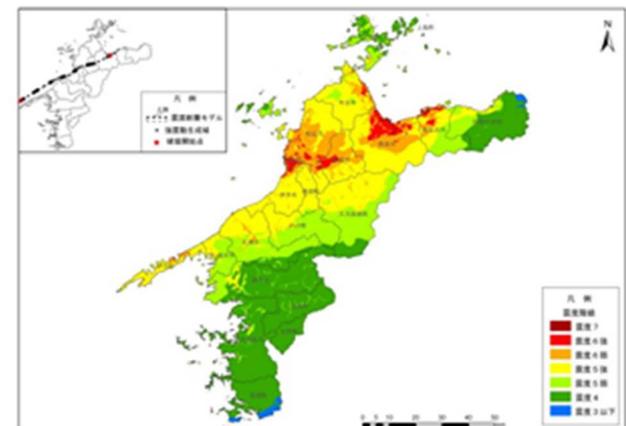
■ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震の震度分布（2ケースの重ね合わせ）



■ 石鎚山脈北縁の地震の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



■ 石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



■ 液状化危険度

液状化指数と液状化の可能性

液状化指数 (PL)	液状化危険度
$30.0 < PL$	液状化危険度が極めて高い。
$15.0 < PL \leq 30.0$	液状化危険度がかなり高い。
$5.0 < PL \leq 15.0$	液状化危険度が高い。
$0.0 < PL \leq 5.0$	液状化危険度が低い。
$PL = 0.0$	液状化危険度がかなり低い。

想定地震における液状化の危険度

区分	想定ケース等	最大値	$30 < PL$	$15 < PL \leq 30$	$5 < PL \leq 15$	$0 < PL \leq 5$	$PL = 0$	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	63.0	6.3%	5.5%	0.8%	8.1%	79.3%	
	陸側ケース	80.8	12.3%	1.1%	7.3%	0.0%	79.3%	
	東側ケース	62.7	6.8%	4.9%	1.5%	7.5%	79.3%	
	西側ケース	58.2	5.2%	4.1%	3.1%	7.9%	79.6%	
	経験的手法	75.8	10.4%	2.5%	7.8%	0.0%	79.3%	
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	38.1	1.9%	3.1%	5.6%	9.5%	79.8%
		ケース2 (南から破壊)	20.4	0.0%	0.6%	7.2%	9.8%	82.5%
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	12.1	0.0%	0.0%	2.2%	8.0%	89.9%
		ケース2 (南から破壊)	5.4	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	93.1%
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	ケース1 (東から破壊)	76.3	10.2%	1.9%	7.3%	1.2%	79.3%	
	ケース2 (西から破壊)	82.8	10.4%	2.4%	7.5%	0.5%	79.3%	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	80.1	10.2%	1.8%	6.9%	1.7%	79.3%	
	ケース2 (西から破壊)	74.5	9.3%	2.3%	7.0%	2.2%	79.3%	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	71.8	5.1%	6.5%	1.9%	7.3%	79.3%	
	ケース2 (西から破壊)	55.0	4.5%	6.7%	1.8%	7.4%	79.6%	

■ 土砂災害危険度

土砂災害危険度ランク

ランク	土砂災害危険度
A	危険度が高い
B	危険度がやや高い
C	危険度が低い

想定地震における土砂災害の危険度

区分	想定ケース等	急傾斜地崩壊危険箇所 (砂防課所管)				山腹崩壊危険地区 (森林整備課所管)				
		箇所数	箇所数			箇所数	箇所数			
			A	B	C		A	B	C	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	160	44	63	53	98	15	35	48	
	陸側ケース	160	131	29	0	98	61	37	0	
	東側ケース	160	46	70	44	98	15	32	51	
	西側ケース	160	27	60	73	98	11	21	66	
	経験的手法	160	131	29	0	98	61	37	0	
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	160	2	46	112	98	0	23	75
		ケース2 (南から破壊)	160	0	34	126	98	0	14	84
	②南側	ケース1 (北から破壊)	160	0	17	143	98	0	0	98
		ケース2 (南から破壊)	160	0	7	153	98	0	0	98
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	ケース1 (東から破壊)	160	89	55	16	98	34	44	20	
	ケース2 (西から破壊)	160	113	45	2	98	53	41	4	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	160	97	56	7	98	44	40	14	
	ケース2 (西から破壊)	160	98	53	9	98	41	40	17	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	160	42	79	39	98	14	44	40	
	ケース2 (西から破壊)	160	31	68	61	98	10	37	51	

区分	想定ケース等	地すべり危険箇所 (砂防課所管)				地すべり危険箇所 (森林整備課所管)				
		箇所数	箇所数			箇所数	箇所数			
			A	B	C		A	B	C	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	14	4	8	2	5	1	3	1	
	陸側ケース	14	14	0	0	5	4	1	0	
	東側ケース	14	3	9	2	5	1	3	1	
	西側ケース	14	2	8	4	5	1	3	1	
	経験的手法	14	14	0	0	5	4	1	0	
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	14	0	6	8	5	0	4	1
		ケース2 (南から破壊)	14	0	4	10	5	0	4	1
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	14	0	0	14	5	0	0	5
		ケース2 (南から破壊)	14	0	0	14	5	0	0	5
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 の地震	ケース1 (東から破壊)	14	5	6	3	5	3	1	1	
	ケース2 (西から破壊)	14	9	5	0	5	4	1	0	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	14	8	6	0	5	4	1	0	
	ケース2 (西から破壊)	14	7	7	0	5	4	1	0	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	14	3	6	5	5	3	1	1	
	ケース2 (西から破壊)	14	3	5	6	5	2	2	1	

区分	想定ケース等	地すべり危険箇所 (農地整備課所管)				
		箇所数	箇所数			
			A	B	C	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	2	0	0	2	
	陸側ケース	2	2	0	0	
	東側ケース	2	0	0	2	
	西側ケース	2	0	0	2	
	経験的手法	2	0	2	0	
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	2	0	0	2
		ケース2 (南から破壊)	2	0	0	2
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	2	0	0	2
		ケース2 (南から破壊)	2	0	0	2
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 の地震	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	

■ 津波想定結果

<津波到達時間>

代表地点における津波到達時間

代表地点名	最短津波到達時間 (分)						最高津波水位
	±20cm	+1m※	+2m	+3m	+5m	+10m	
新居浜港	11	235	-	-	-	-	405

※+1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間 (+2m 以上も同様)

<最高津波水位>

代表地点における最高津波水位

代表地点名	地域海岸名	最高津波水位		
		(T. P. m)	うち塑望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)
新居浜港	燧灘	3.3	1.9	1.5

<浸水面積、最大浸水深>

浸水面積および最大浸水深

市町名	浸水面積 (ha)						最大浸水深 (m)
	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上	
新居浜市	955	794	475	160	-	-	3.9

2-4 主な既往災害

■ 新居浜市に被害をもたらした過去の主な災害

発生年	和 暦	災害種	内 容
1899	明治 32	水害	<p>8月、旧別子（別子山村）に山津波による大災害をもたらし、国領川にも大被害を与えた。当時の被害状況は、（泉川小学校資料による。原文のまま）「朝より雨天終日強雨後6時に至り次第に強雨東風交り次第に募り暴風雨となり7時に至り雷鳴加り北風より又西風となり益強し11時頃に至りおさまるために宇摩新居被害多く堤防切れ別子山崩し人家顛倒人家崩壊し人死千名に近し立川村も川水の為め人家流失人死60名余金子村字庄内城下人家30軒流失人死38名に及ぶ以上概要を記す。」とある。</p> <p>また、明治45年別子山村郷土史によると、立川の眼鏡橋は流出し、東平から立川にかけて各所で山崩れ、河岸の決壊、家屋の流失破損が発生。端出場に至る私鉄も不通となった。別子山村分での死者は、512名。多くの水死人も国領川水域から青砥尻にかけて散在した模様。</p>
1946	昭和 21	南海地震	<p>12月21日、瀬戸内海沿岸では、地盤沈下現象が発生し、新居浜市では最大の55cmの沈下量をみた。この現象により多喜浜塩田では、満潮時に塩田面が吹き出したと報告あり。負傷者4名、全壊家屋3戸、半壊家屋173戸。その他日本化学工場濃硫酸500mにわたって流出（量的なものは不明）。</p>
			<p>1946年に発生した南海地震の地盤沈下はその後3,4年間継続し、昭和25年9月のキジヤ台風で水田面の被害が顕著になった。沈下量は、黒島白石の基準汐洪標で38cm場所によっては60cmと推測されている。</p>
1972	昭和 47	集中豪雨	<p>9月8日台風10号の接近により、秋雨前線が活発化し、中・東予が集中豪雨にみまわれた。新居浜では特に大きな被害はなかったが、宇摩郡別子山村での崖崩れによって県道新居浜山城線が不通になる被害があった。</p>
1974	昭和 49	台風	<p>9月8日～9日、台風18号。大雨により河川が増水し、床上浸水（4戸）、床下浸水（177戸）。予讃線横水踏切付近が浸水し、一時不通。阿島川で架設の向川橋が流失した。</p>
1975	昭和 50	台風	<p>8月17日、台風5号。総雨量261mm。床上浸水（371戸）、床下浸水（2,737戸）。護岸、河川堤防侵食、橋梁流失、土砂崩れ等の被害があった。</p>
		台風	<p>8月22日、台風6号。河川が増水による堤防の侵食、高潮による護岸の決壊等の被害があった。</p>

発生年	和 暦	災害種	内 容
1976	昭和 51	台風	9月9日～13日、台風17号。総雨量955mmという記録的豪雨により、市内全域に異常増水が起こり、それによるはん濫で家屋の浸水（床上1,090戸、床下3,956戸）が多く発生。西の土居地区で崖崩れが発生。住宅全半壊（15戸）負傷者（12名）。
1977	昭和 52	台風	9月8日～10日、台風9号。山間部河川の一時的増水による被害が生じた。
1979	昭和 54	台風	10月19日、台風20号。18日から19日未明にかけての340mmの集中豪雨と満潮が重なり、海岸付近の家屋浸水。（床上566戸、床下2,100戸）。落神川、小河川がはん濫により河川堤防に被害を受け、また山津波による被害もあった。
1980	昭和 55	台風	9月11日、台風13号。総雨量は、平野部で213mm、山間部で406mmに達し、併せて突風のため市内各所において、農林業施設、文化施設、公共土木施設を中心に被害が発生し、一部低地では床下浸水（89戸）の被害を受けた。
1982	昭和 57	台風	8月26日～27日、台風13号。雨量は市街地では91mm、山間部では、277mmに達し、文教施設、農林関係施設、その他農産物に被害があった。
1987	昭和 62	台風	10月16日～17日、台風19号。10月15日の降り始めより17日未明にかけて、豪雨にみまわれ総雨量304mmに達し、家屋の浸水（床上56戸、床下1,142戸）が発生した。また、土砂崩れによって国道11号が一時不通となった。
1989	平成 1	台風	8月27日～28日、台風17号。総雨量288mmに達し、また1時間の降雨として51mmを記録した。これにより阿島で土砂崩れによりJR予讃線が不通となった。家屋の浸水（床上41戸、床下1,050戸）が発生した。
		台風	9月22日、台風22号。総雨量は142mm（7時～21時）という大雨により、床下浸水（65戸）、公共土木施設等も被害を受けた。
1990	平成 2	集中豪雨	8月17日、集中豪雨。8月17日18時から18日1時まで133mm（最大時間雨量20時～21時、82mm）という集中豪雨によって、家屋が浸水（床上14戸、床下410戸）し、河川施設、農業施設等が被害を受けた。
		台風	8月22日、台風14号。暴風域に入り、突風により農産物、農業施設、樹木、建物等へ被害があった。負傷者1名。また河川の増水により一部被害があった。

発生年	和 暦	災害種	内 容
1990	平成 2	台風	9月17日～19日、台風19号。総雨量が409mmという豪雨をもたらし、河川はん濫、田畑浸水、家屋の浸水(床下66戸)が発生し、農業用地施設にも被害を受けた。
1991	平成 3	台風	9月27日、台風19号。暴風雨のため、公共の建物、文化施設等に被害が発生した。家屋の浸水(床下12戸)。
1992	平成 4	台風	8月8日～9日、台風10号。暴風雨のため、建物、農作物に被害があった。
		台風	8月17日～19日、台風11号。大雨により文化施設へ被害を受けた。
1993	平成 5	台風	7月27日～28日、台風5号。総雨量は347mmで、家屋浸水(床下12戸)の被害があった。また、唐津山にて土砂崩れが発生した。
		台風	8月9日～10日、台風7号。床下浸水(3戸)の被害があった。道路では、河又東平線、市道楠崎白浜線の通行止めの被害があった。
		台風	9月3日～4日、台風13号。総雨量は211mmで家屋が浸水(床下20戸)の被害あり。一部で土砂崩れがあった。
1994	平成 6	台風	9月29日、台風26号。大雨、強風のため農林水産施設、土木施設等に被害を受けた。
1995	平成 7	梅雨前線 豪雨	7月2日～7月6日、梅雨前線。総雨量235mmで農林水産施設の被害を受けた。
1996	平成 8	台風	8月14日～8月15日、台風12号。最大瞬間風速40.5mを記録。強風のためプレハブ小屋が倒壊し下敷となり男性1人が死亡、また、強風により農林水産業施設、学校施設等に被害にあった。
1997	平成 9	台風	6月28日、台風8号。大雨のため農林水産施設、一般都市施設の被害があった。
		台風	7月25日～7月27日、台風9号。大雨のため農林水産施設、一般都市施設の被害があった。
		台風	9月16日～9月17日、台風19号。大雨のため家屋の浸水(床上1棟、床下27棟)が発生し、農林水産施設、一般都市施設の被害があった。
1998	平成 10	台風	10月17日～18日、台風10号。暴風雨のため、家屋の浸水(床下17戸)が発生し、道路、林道、農業用地施設等が被害を受けた。

発生年	和 暦	災害種	内 容
1999	平成 11	台風	9月15日、台風16号。同日午前0時から11時までに174mm、立川地区282mm（午前6時から7時までの1時間雨量67mm、立川地区113.5mm）の集中豪雨のため、家屋が浸水し（床上40戸、床下234戸）、河川下水施設、道路、公園、農林水産施設、文教施設等に被害が発生した。
2001	平成 13	地震	3月24日、芸予地震。震度5弱を記録し、文教施設等に一部被害がでたものの大きな被害はなかった。
2003	平成 15	台風	8月8日～9日、台風10号。積算雨量別子山地区461mm、立川地区201mm、市平野部82mmと山間部を中心とした暴風雨及び海岸部の高潮により、家屋の浸水は無かったものの農林水産関係施設及び港湾施設等に被害が発生した。
2004	平成 16	台風	8月18日、台風15号及び前線。同日午前10時から12時までの2時間で107mmの集中豪雨のため、土石流が発生し、かつてない被害を記録した。避難勧告714世帯、約2100人。死者3名、重傷1名、住宅全半壊93戸、一部損壊48戸、床上339戸、床下982戸
			8月30日、台風16号。断続的に激しい風雨に見舞われ農作物等に被害が出た。避難勧告5522世帯、約11600人。重傷1名、住宅一部損壊16戸、床上5戸、床下11戸。
			9月7日、台風18号。これまでの降雨と台風の強風により、施設等の被害が発生した。避難勧告1820世帯、約3800人。死者1名、住宅半壊1戸、一部損壊47戸、床上2戸、床下1戸。
			9月29日、台風21号。集中豪雨により、西部地区で発生した土石流等に伴う流木が河川をせき止め、洪水が発生した。避難勧告2334世帯、約4900人。死者5名、軽症6名住宅全半壊149戸、一部損壊240戸、床上950戸、床下1258戸。
			10月20日、台風23号。これまでの降雨と台風の豪雨により、がけ崩れ等が発生した。避難勧告2863世帯、約6220人。住宅全壊1戸、一部損壊3戸、床上14戸、床下43戸。
2005	平成 17	台風	9月5日～7日、台風14号。積算雨量別子山地区880.5mm、立川地区538mm、市平野部421mmの暴風雨により、河川堤防の決壊や増水のため、避難勧告811世帯、約1700人、軽傷2名、住宅一部損壊21戸、床上浸水3戸、床下浸水26戸、公共文教施設、土木施設、農林水産施設に被害が発生した。

発生年	和 暦	災害種	内 容
2006	平成 18	台風	9月17日、台風13号。最大瞬間風速13.7mを記録。強風のため1店舗が倒壊した。
2011	平成 23	台風	5月29日～30日、台風2号。積算雨量106.5mmのため避難勧告16世帯、約30人。床下浸水2戸、公共土木施設、農林水産業施設に被害が発生した。
2011	平成 23	台風	9月2日～3日、台風12号。積算雨量577.0mmのため避難勧告233世帯、約500人。公共土木施設等に被害が発生した。
2013	平成 25	台風	9月2日～4日、台風17号。土砂災害に係る対象地域のため、避難勧告227世帯、約480人、軽傷1名、床下浸水4戸、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。
2014	平成 26	台風	8月7日～10日、台風11号。土砂災害に係る対象地域のため、避難勧告229世帯、約480人、軽傷1名、土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。
2016	平成 28	暴風	4月16日～17日、軽傷1名。
2017	平成 29	台風	9月17日～18日、台風18号。船木で時間雨量75.5mmを観測するなど、一宮町以外の全観測点で日雨量200mmから300mmを越える大雨が降り、道路冠水、下水路の逆流、王子川が越水するなど市内各地で豪雨による被害が発生。土砂災害に係る対象地域のため、土砂災害警戒危険箇所対象地区全域に避難勧告228世帯、約450人、床上浸水55戸、床下浸水72戸、公共土木施設、農林水産業施設に被害が発生した。

3-1 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、人・生活・産業を守るため、防災・減災対策を中心として、国や愛媛県、市民や民間事業者等が一体となって、強く、しなやかで活力ある地域づくりをすすめることにより、子どもからお年寄りまで誰もが光り輝き、健康で安全・安心に生活ができる、住んでいてよかったと心から思えるまちを目指すため、次の理念を掲げます。

「強く、しなやかで、人が輝く あかがねのまち」

3-2 基本目標

国基本計画、県地域計画を踏まえ、1の基本理念を達成するために、次の4項目を基本目標に掲げます。

- 1 すべての人命の確保が最大限に図られること。
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること。
- 4 すべての被害の迅速な復旧復興が図られること。

3-3 事前に備えるべき目標

国基本計画、県地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、以下の8つの事前に備えるべき目標を設定します。

- 1 人命の保護が最大限に図られること。
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること。
- 3 必要不可欠な行政機能は確保すること。
- 4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること。
- 5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと。
- 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。
- 7 制御不能な二次災害を発生させないこと。
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。

3-4 基本方針

国土強靱化の理念や基本計画の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、県地域計画の「強靱化推進の基本的な方針」を踏まえ、次の基本方針に基づき、本市における強靱化を推進します。

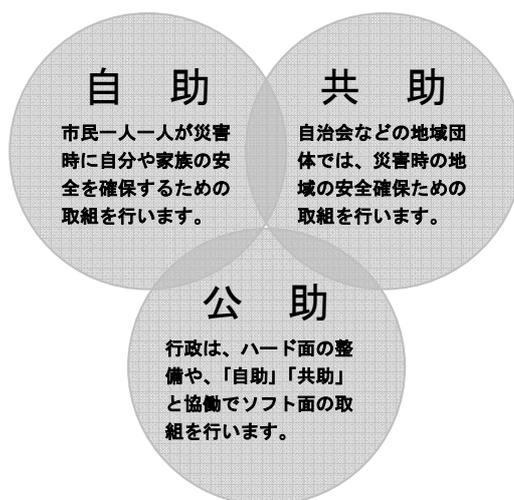
(1) 基本姿勢

- 少子超高齢化や人口減少、過疎化等本市を取り巻く社会・経済情勢を踏まえ、長期的な観点から計画的に取り組を進めます。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。

【自助・共助・公助の組み合わせ】

- 人とのつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、自助、共助及び公助を基本に、国、地方公共団体、住民、民間事業者や関係機関等と適切な連携・役割分担の下、施策に取り組めます。

■ 自助・共助・公助の概念

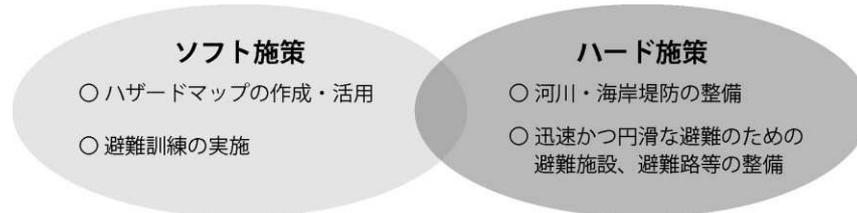


(2) 適切な施策の組合せ

【ソフト対策とハード対策の組み合わせ】

- 国土強靱化は、その基本目標から、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみでは不十分であり、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせることで効果的に施策を推進します。

■ 水害・津波対策の例

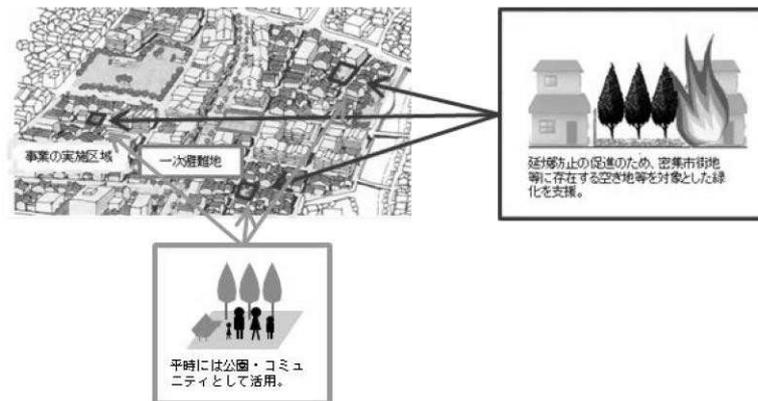


【平時における利活用】

- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、自然との共生、環境との調和及び景観の維持への配慮等平常時における市民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等にも資する対策となるよう留意します。

■ 平時における利活用イメージ（延焼防止に資する緑地の確保の場合）

木造住宅が密集する地域において地震による倒壊と火災の発生が重なると、延焼により地域一帯に大規模な被害が生じるおそれがあります。そのような延焼を防ぐために、幅の広い道路や公園を整備したりする対策が取られています。このように、非常時を想定して幅広の道路や公園を整備することが、一方で、平時の市民生活を向上させるというような、相乗効果を狙った取組が望まれます。



(3) 効果的な施策の推進

- 施策の持続的な実施に配慮し、選択と集中による施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用や施設の効率的な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- 限られた資金を最大限活用するため、民間投資の促進を図ります。

4-1 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、同様に脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

※（参照）1-4計画の進め方

4-2 想定するリスク

県地域計画においては、愛媛県の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの自然災害を対象としています。本市において想定するリスクについても同様とします。

- (1) 南海トラフ地震
- (2) 台風、集中豪雨等による風水害（水害、土砂災害等も含む。）

4-3 リスクシナリオの設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画や県地域計画との調和に留意しつつ、本市の地理的環境等を踏まえ、4つの基本目標【3-2】を達成するため、事前に備えるべき8つの目標【3-3】と、その妨げとなる、起きてはならない最悪の事態として、31のリスクシナリオを次のように設定します。

（国）45リスクシナリオ（県）33リスクシナリオ（本市）31リスクシナリオ

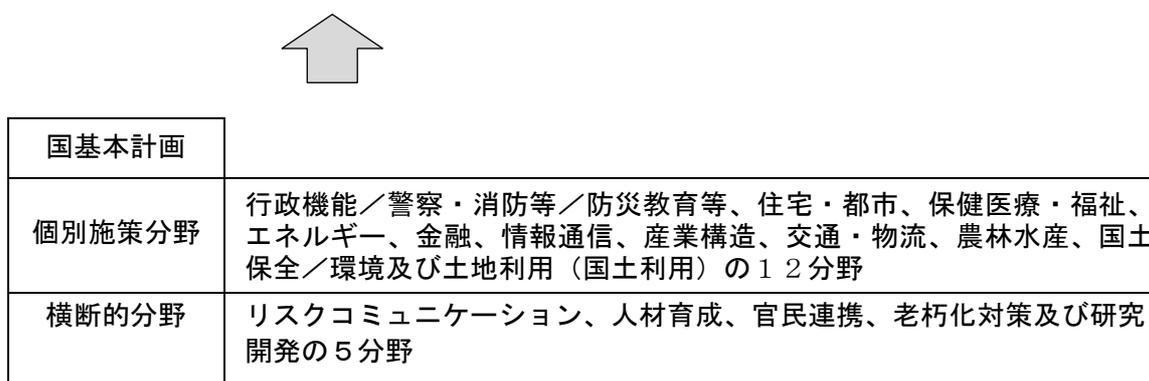
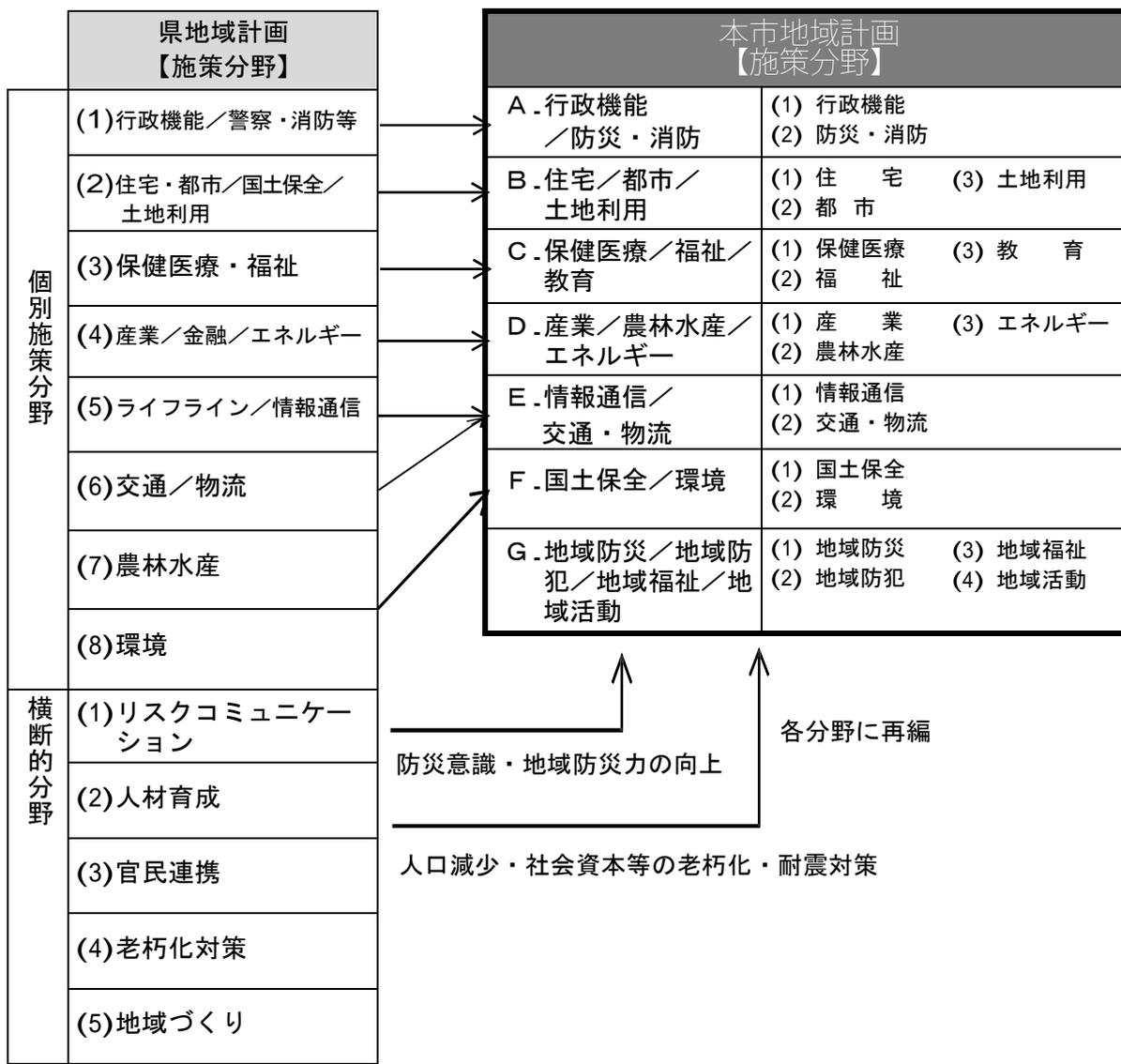
■ 本計画におけるリスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標 (8項目)		No.	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) (31項目)
1	人命の保護が最大限図られること。	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害の発生による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む。)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	山間部や離島において、多数かつ長期にわたり、孤立集落が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保すること。	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、信号機の滅灯等による交通事故の多発
		3-2	市の職員の被災による職員不足や施設等の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保すること。	4-1	電力供給停止等による情報通信のまひ・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能
5	経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせないこと。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	コンビナートや重要な産業施設等の被災
		5-3	金融サービス等の機能停止による商取引への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。	6-1	ライフライン(電気、ガス、上水道、通信等)の長期間にわたる機能の停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
7	制御不能な二次災害を発生させないこと。	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通まひ等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による経済等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅な遅れ
		8-2	人材不足や地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	基幹インフラの損壊、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

4-4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国基本計画や県地域計画において設定された施策分野との整合性に留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進等の視点を総合的に勘案し、本計画では7つの施策分野を設定します。

■ 県地域計画と本計画の施策分野



4-5 リスクへの対応方策[施策体系]

強靱化施策分野	施策項目	推進施策
A. 行政機能／防災・消防	(1) 行政機能	① 防災拠点機能の確保 ② 業務継続体制の整備・人材育成
	(2) 防災・消防	① 防災訓練の充実 ② 防災計画の充実 ③ 予防体制の充実 ④ 警防体制の充実 ⑤ 救急救助体制の充実 ⑥ 消防団の活性化 ⑦ 広域応援体制の整備 ⑧ 避難所整備 ⑨ 物資、資機材等の備蓄
B. 住宅／都市／土地利用	(1) 住宅	① 住宅・建築物等の防火性向上・耐震化 ② 老朽危険空家等の対策 ③ 高齢者等住宅支援 ④ 公営住宅等の建替・維持管理
	(2) 都市	① 都市計画制度の運用 ② 景観形成の推進 ③ 上水道施設の整備 ④ 下水道施設の整備 ⑤ 公園等施設の整備 ⑥ 市街地整備事業
	(3) 土地利用	① 地籍調査の推進 ② 土地利用の推進
C. 保健医療／福祉／教育	(1) 保健医療	① 子ども・妊産婦保健 ② 救急医療体制の充実 ③ 地域医療の推進 ④ 小児医療体制の充実 ⑤ 保健医療・介護の連携
	(2) 福祉	① 高齢者福祉 ② 障がい者福祉 ③ 子育て支援 ④ 生活困窮・貧困対策
	(3) 教育	① 文化スポーツ施設整備 ② 文化財保護等 ③ 学校教育・施設等整備 ④ 児童生徒の安全対策

強靱化施策分野	施策項目	推進施策
D. 産業／農林水産／エネルギー	(1) 産 業	① 工業・企業誘致 ② 商業・観光振興
	(2) 農林水産	① 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
	(3) エネルギー	① エネルギーの安定供給 ② ライフラインの災害対応力の強化
E. 情報通信／交通・物流	(1) 情報通信	① 市民等への情報発信 ② 災害情報の伝達 ③ 電源の確保
	(2) 交通・物流	① 緊急輸送体制の整備 ② 道路の防災・減災対策及び耐震化 ③ 復旧・復興等を担う人材の確保 ④ 自転車活用の推進 ⑤ 地域交通環境の整備 ⑥ 地域交通拠点の整備 ⑦ 道路の交通安全対策
F. 国土保全／環境	(1) 国土保全	① 総合的な治水対策 ② 河川・土砂災害対策
	(2) 環 境	① 災害廃棄物処理体制の整備 ② 下水処理施設の整備 ③ 環境保全対策 ④ 感染症予防対策
G. 地域防災／地域防犯／地域福祉／地域活動	(1) 地域防災	① 地域防災力の向上 ② 防災意識の高揚、防災教育の実施
	(2) 地域防犯	① 防犯体制の充実強化
	(3) 地域福祉	① 高齢者等生活支援 ② 避難行動要配慮者対策
	(4) 地域活動	① ボランティア活動体制の強化 ② 国際交流・外国人対応

4-6 リスクシナリオごとの脆弱性評価

31項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に関して、本市が実施している関連施策・事業の進捗状況や課題等から、リスクシナリオの回避に必要な事項等について分析・評価を行いました。

事前に備えるべき目標	1 人命の保護が最大限図られること。
リスクシナリオ	1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築物の更なる耐震対策の促進が必要 ○ 庁舎等の防災拠点などの防災機能の確保や耐震化が必要 ○ 「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」に沿った社会資本等の老朽化対策が必要 ○ 老朽空き家対策が必要 ○ 避難路や緊急車両の通行の確保、都市公園の防災機能の向上、ブロック塀等の倒壊防止など、防災・減災対策に資する市街地整備の推進が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・建築物・危険物施設等の耐震化【建築指導課、危機管理課、予防課】 <ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、新居浜市木造住宅耐震診断技術者派遣事業、新居浜市木造住宅耐震改修工事費等補助事業等により、民間の木造住宅及びブロック塀について耐震対策の事業を実施しているところですが、更なる耐震化の促進を図る必要があります。また、天井の脱落防止対策など、外壁窓ガラス等の非構造部材について、耐震対策の促進を図る必要があります。 ・地震等による家具等の転倒や物の落下による事故を防止するため、市民に対して家具等の安全対策等の普及・啓発を図る必要があります。 ・危険物・高圧ガス施設の事業者等に対して各種施設の耐震性向上対策等、優先順位を設け計画的に推進するよう求めていく必要があります。 ● 防災拠点の耐震化【管財課】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時において迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、重要な役割を担う防災拠点の耐震化を関係機関と連携を図りながら計画的に推進する必要があります。※基礎免震構造の消防防災合同庁舎が建築され、消防分団詰所の耐震化工事は完了しています。南署・川東分署の庁舎については、耐震補強工事的必要性はありません。（消防総務課） ・市役所本庁舎は、昭和55（1980）年の建設から約40年が経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいることから、「市庁舎中長期保存計画」を策定した上で、維持補修を計画的に推進していく必要があります。 ● 社会資本等の老朽化対策【総合政策課】 <ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期に整備された社会資本等の老朽化が見込まれることから、「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」（「新居浜市公共施設等総合管理計画」）、「新居浜市公共施設再編計画」に沿って、適切な維持管理等を行う必要があります。

脆弱性
評価結果

※【 】内は
主な関係課

- 公営住宅等の維持管理【建築住宅課】
 - ・公営住宅等は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、計画的な修繕・改善による長寿命化を図り、安全性や居住性の高い公営住宅等を確保していく必要があります。
- 老朽危険空家等の対策【建築指導課】
 - ・平成28(2016)年度に策定した「新居浜市空家等対策計画」に沿って空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家について、県等の関係機関と連携し、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要があります。
- 市街地整備【都市計画課、道路課、建築指導課】
 - ・市街地内には老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があるなど、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されます。
 - ・居住誘導区域、都市機能誘導区域においては、面的整備を導入するなど狭い道路や低未利用土地を一体的に解消する必要があります。
 - ・安全な避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、既成市街地の狭い道路については、建築物の更新等に合わせ、拡幅や改良整備を推進する必要があります。
 - ・都市公園の防災機能の向上や防災上有効な広場等の確保とともに、ブロック塀等の倒壊防止等、防災・減災対策、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を推進する必要があります。
- 観光施設等整備【運輸観光課】
 - ・災害発生時に、観光施設等における来場者の避難経路を確保するため、適切な施設整備を図るとともに、避難誘導體制を構築する必要があります。
- 火災予防に関する啓発活動【予防課】
 - ・住宅用火災警報器の設置率は、令和元年6月時点の調査結果では全国・県の平均を下回っています。今後も地域や事業所を対象とした防火指導や防火診断等の機会を捉え住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理について普及啓発を行っていく必要があります。
- 消防体制の整備【消防総務課、警防課、消防署】
 - ・災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、初動体制の強化を図るため、消防体制の充実・強化、消防施設・資機材等の計画的な整備・維持管理を進め、緊急消防援助隊を含む広域的な応援受援体制の整備を図る必要があります。
 - ・南海トラフ巨大地震による建物等の倒壊による火災発生、延焼拡大により、多数の死傷者が発生することが想定されるため、耐震性防火水槽の確保を図り、関係機関・団体との応援協力体制を構築する必要があります。
- 雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の耐震化【下水道建設課、河川水路課】
 - ・震災による運転員の生命の安全を図るとともに、ポンプ等の機器への被害を防ぎ、台風、大雨時における浸水被害を極小に抑えるために、雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の耐震化を行う必要があります。

リスクシナリオ	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策が必要 ○ 津波避難路の確保、津波避難計画の策定、早期避難の徹底が必要 ○ ゼロメートル地帯の安全確保が必要 ○ 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川・海岸保全施設の整備や耐震化、液状化対策【河川水路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛県が管理する国領川、東川、多喜浜海岸及び荷内海岸の整備や耐震化を推進するとともに液状化対策を進めるよう要請する必要があります。 ● 海岸保全施設の耐災害性強化【港湾課、農林水産課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、発生頻度の高い津波を対象として堤防・護岸の嵩上げや改修、耐震化、液状化対策等を計画的に進めるとともに、背後地の被害軽減方策を検討する必要があります。 ● 津波避難路の確保、津波避難計画の策定【道路課、危機管理課、消防総務課、警防課、予防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波からの避難を確実に行うため、津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進する必要があります。 ・ 津波浸水被害が想定されている臨海部の企業と地域との実効性のある訓練を実施し、災害に強いまちづくり活動を推進する必要があります。 ・ 津波浸水被害が想定されている臨海部の地域を管轄する消防団が、住民に対する避難誘導等を早期に実施する連絡体制を整えるとともに、浸水域及び倒壊建物からの要救助者を救出するための消防資機材の配備とそれに必要な訓練を計画的に進める必要があります。 ● 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、本市においては、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施することから、平時より県と連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する必要があります。

リスクシナリオ	1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害の発生による多数の死傷者の発生
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水ポンプ場、排水ポンプ場や雨水貯留施設等の調整池、管渠（かんきょ）等の整備及び改築更新推進、資機材等の確保が必要 ○ 雨水幹線管渠（かんきょ）や排水施設の改良整備等、雨水処理機能の向上が必要 ○ 雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の適切な運転管理を行うために遠隔監視システムの構築が必要 ○ 雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の適切な運転管理が必要 ○ 洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の収集、伝達体制の強化が必要 ○ 洪水ハザードマップ、浸水想定区域図等の活用・周知による円滑な避難の支援が必要 ○ 孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段の確保が必要 ○ 土砂災害対策の推進や、市民への適切な災害情報の伝達が必要 ○ 主要河川の氾濫を防ぐ整備が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な治水対策【道路課、下水道建設課、河川水路課、農地整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関と連携し、堤防の強化等の洪水対策を推進する必要があります。 ・ 平成16（2004）年台風被害を機に、排水強化対策を進めており、市街化区域に公共下水道（雨水管・開渠及び雨水ポンプ場）・排水機場・雨水貯留施設・遊水池、県による国領川・東川等の河川整備を推進する必要があります。 ・ 安定した排水機能の確保のため、老朽化した雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の各設備の改築更新を行うとともに、老朽化が著しい場合はポンプ場の建替えも検討、実施する必要があります。 ・ 適切なポンプの運転を行うため雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の運転管理及び日常的な保守点検を実施する必要があります。 ・ 降雨時の適切なポンプの運転のため、雨水ポンプ場及び排水ポンプ場と市役所等の管理部署とを通信ネットワークで接続し、ポンプの運転状況、流入水位等の各施設の状況をリアルタイムに把握、一括して監視できるシステムの構築が必要となります。 ・ 雨水ポンプ場及び排水ポンプ場における運転員の確保に努めるとともに、将来予想される人員不足に備えて、ポンプ場の自動運転化が必要となります。 ・ 台風、大雨時に雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の安定した排水機能を確保するために、計画的にポンプ場設備の点検、調査を行う必要があります。 ・ 防災・減災対策を推進するとともに、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要があります。 ・ 集中豪雨等による既存道路冠水や浸水被害が発生していることから、雨水幹線管渠（かんきょ）や排水施設の改良等を計画的に整備し、雨水処理機能の向上を図る必要があります。 ・ 河川管理者と連携し、通水の阻害となる橋脚を有する橋りょうや桁下高の低い橋りょうの改修を進める必要があります。

- 水害警戒避難体制の整備【危機管理課、消防総務課、警防課、消防署】
 - ・ICT（情報通信技術）を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災状況の提供等、必要な防災情報を随時入手できる体制を強化した、スマートシティを目指す必要があります。
 - ・洪水ハザードマップ等を有効に活用し、浸水想定区域の市民に対する周知を図ることで、円滑に避難できるように支援する必要があります。
 - ・様々な状況の変化に対応し、早めの避難勧告・指示を出す体制等の見直しを随時行っていく必要があります。
 - ・孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段を確保する必要があります。
 - ・近年の豪雨災害を踏まえて、現在の降雨量・河川水位等に加えて、鹿森ダムからの放流情報等の発表に合わせた段階的な避難基準へ見直し、避難判断マニュアル等を作成する必要があります。
- 土砂災害対策【河川水路課、都市計画課】
 - ・県に対して、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の適切なハード対策の推進を要請する必要があります。
- 土砂災害警戒避難体制の整備【危機管理課、都市計画課、河川水路課】
 - ・県等の関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施するなど、警戒避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の市民に対して、防災意識の高揚に向けた周知啓発や、早期復旧のための資機材等を確保しておく必要があります。
 - ・近年の豪雨災害を踏まえて、降雨量に基づく土砂災害に対する避難基準を見直し、降雨量に加えて気象庁からの災害情報等の情報に合わせた避難判断マニュアル等を作成する必要があります。
- 港湾・河川施設の堆積土砂対策【港湾課・河川水路課】
 - ・港湾施設や河川施設等の維持管理については、大規模地震や風水害等の複合災害による被害を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、国や県、関係機関等と連携し、計画的かつ着実に進める必要があります。
- 海岸保全施設等の整備【港湾課、農林水産課】
 - ・高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図るとともに、愛媛県海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要があります。

リスクシナリオ	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要 ○ 学校や防災上重要な施設における防災教育が必要 ○ 関係機関と連携した迅速かつ的確な災害情報の収集体制の確保が必要 ○ 災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要 ○ 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、外国人等）への迅速な情報伝達や避難誘導体制の整備が必要
<p data-bbox="199 896 311 963">脆弱性 評価結果</p> <p data-bbox="183 1008 327 1075">※【 】内は 主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災意識の高揚、防災教育の実施【危機管理課、学校教育課、こども保育課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、新居浜市総合防災マップの活用等により、防災意識の高揚を図る必要があります。 ・出前講座等を通じて、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施するなど、関係機関等との連携強化を図る必要があります。 ● 地域防災力の向上【消防総務課、警防課、危機管理課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市防災センターの活用を促進し、市民の防災意識の高揚や知識・技術の習得を図る必要があります。 ・消防活動の知識及び技術の伝承不足による、消防力の低下を招かないように、効果的かつ効率的な人材育成が行える体制を整備する必要があります。 ・災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を図るとともに、消防団の充実・強化のため災害時の拠点となる消防団詰所の計画的な更新整備を進め、地域防災力を向上させる必要があります。 ・減少傾向にある消防団員を確保するため、特定の任務に従事する機能別消防団員制度を導入し、人材の確保を図るとともに、消防団内、常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要があります。 ● 情報の収集・伝達体制の確保【危機管理課、通信指令課、予防課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、防災情報システムを主とする危機管理体制を確立する必要があります。 ・地上系の電話回線のほか衛星系の通信回線（データ回線含む。）を確保するなど、通信系統の2重、3重化による確実な通信を確保する必要があります。 ・大規模自然災害等による広範囲な被災地の全容を早期に把握し、迅速に状況を発信するため、ドローンやICTを活用した効果的な情報収集を確立する必要があります。 ・災害発生時における石油コンビナート事業所等の被害状況等を迅速に把握する情報収集体制を確立する必要があります。 ● 市民等への災害情報の伝達【危機管理課、秘書広報課、地域コミュニティ課、学校教育課】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民等への情報伝達手段として、広報車両、メールマガジン、新居浜いんふお、CATV、コミュニティFM「Hei!o!NEW新居浜FM」、NHKデータ放送、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（フェイスブック・ツイッター、LINE）、同報系防災行政無線、自治会・自主防災組織への電話連絡等の活用を推進する必要があります。 ・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨などの災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段・通信設備を充実・強化する必要があります。

- 人的ネットワークづくり【危機管理課、地域コミュニティ課、地域福祉課】
 - ・ 県や関係機関、自治会、自主防災組織等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することで、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護等の応急活動が実施される体制を整備する必要があります。
- 避難行動要支援者等への対応【地域福祉課、地域包括支援センター、介護福祉課、子育て支援課、地域コミュニティ課、危機管理課】
 - ・ 自力で避難することが困難で避難支援を希望する避難行動要支援者に対して、「新居浜市地域防災計画」に基づき、情報伝達や避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要があります。
 - ・ 平常時から避難行動要支援者の把握や登録に努め、避難行動要支援者等に対する見守り・声かけ活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要があります。
 - ・ 災害発生時に外国人の安全を確保するため、多言語による防災知識（新居浜市総合防災マップ）の普及啓発や避難場所等の情報提供のほか、国際交流協会等と連携し、国際交流ボランティアの確保等の対策を講じる必要があります。

事前に備えるべき目標	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること。 (それがなされない場合の必要な対応を含む。)
リスクシナリオ	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料・飲料水・生活必需品、医薬品等の計画的な現物備蓄及び流通備蓄、関係機関・民間事業者等との防災協定締結の強化が必要 ○ 県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要 ○ 水道施設の耐震化や浸水対策等の推進が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮して備蓄物資の品目を選定し、計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品など必要となる物資を確保する必要があります。 ・ 自治体、各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援、広域応援について協定を締結し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保など、引き続き災害対応力の強化を図る必要があります。 ・ 災害時に医療救護の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要があります。 ● 緊急輸送体制の整備【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県他自治体など関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要があります。 ・ 物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底を図る必要があります。 ● 緊急輸送道路等の整備【道路課、港湾課、用地課、下水道建設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図る必要があります。 ・ 緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により、地下埋設物等の耐震化、装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ・ 大規模災害により、幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、緊急輸送道路やその代替路等を確保するための検討や、海上から物資を受け入れる際の拠点となる港湾施設等の改良・耐震化等の防災対策を着実に進める必要があります。 ● 道路啓開体制の整備【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、跨道橋の整備や民間事業者等との協定の締結や車両移動訓練の実施など、道路管理者による放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 水道施設の耐震化等【企業総務課、企業経営課、水道工務課、水源管理課、警防課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、老朽化した水道施設の更新・耐震化計画やアセットマネジメント計画に基づく経営戦略などに基づき、基幹管路の耐震化や送水場及び配水池施設の更新・耐震補強・長寿命化対策等を推進する必要があります。 ・ 「新居浜市水道事業地震災害対策に基づく応急給水・応急復旧マニュアル」に基づき、災害時における応援給水及び復旧活動の体制を確保する必要があります。 ・ 地域の飲料水確保及び医療機関使用水を考慮した飲料水兼用の耐震性防火水槽の整備を図る必要があります。

リスクシナリオ	2-2 山間部や離島において、多数かつ長期にわたり、孤立集落が発生
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路や港湾等における防災対策の強化が必要 ○ 孤立集落対策の充実が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路・航路等の早期啓開体制の整備【港湾課、道路課、農林水産課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立を迅速に解消するため、県、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する必要があります。 ● 資機材・食料等の備蓄を図る【危機管理課、通信指令課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話、消防無線、防災行政無線等、外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要資機材・食料等の備蓄を図る必要があります。 ● 関係機関等との定期的な訓練、情報交換【消防総務課、警防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大島地区に対する災害対応を強化するため、海上保安署等と定期的に訓練を重ねるとともに資機材等の情報交換を図る必要があります。 ● 消防体制の連携強化【消防総務課、警防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要道路の寸断により、孤立する可能性がある別子山地区に対する災害等に備えるため、地区の消防事務を委託している四国中央市又は近隣応援の高知県等との消防体制の連携強化を図る必要があります。 ● 船舶の確保【運輸観光課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大島地区に対する災害発生後のさまざまな対策に対応するため、津波到達前、大型台風最接近前等大規模災害発生が予測される場合は、市営渡海船船舶を安全海域へ避難させる必要があります。 ・ 災害対応を強化するため、市営渡海船船舶の避難訓練を実施します。

リスクシナリオ	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣自治体等との広域的な相互応援・受援体制の連携強化が必要 ○ 自主防災組織の育成や消防団の充実・強化等、地域防災力の向上が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 相互応援体制の整備【消防総務課、警防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等による大規模災害の発生や近い将来の発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、行政や防災関係機関の連携を強化する必要があります。 ● 消防広域応援体制の整備【消防総務課、警防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制に基づき、応援及び受援計画を見直し、消防団も含めた県内相互連携を強化する必要があります。 ● 地域防災力の向上【消防総務課、警防課、危機管理課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新居浜市防災センターの活用を促進し、市民の防火意識の高揚や知識・技術の習得を図る必要があります。 ・ 消防活動の知識及び技術の伝承不足による、消防力の低下を招かないように、効果的かつ効率的な人材育成が行える体制を整備する必要があります。 ・ 災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を図るとともに、消防団の充実・強化のため災害時の拠点となる消防団詰所の計画的な更新整備を進め、地域防災力を向上させる必要があります。 ・ 減少傾向にある消防団員を確保するため、特定の任務に従事する機能別消防団員制度を導入し、人材の確保を図るとともに、消防団内、常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要があります。

リスクシナリオ	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
評価ポイント	○ 関係機関等と連携した医療機関への電気、ガス、水道等の円滑な供給体制の確保が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関におけるライフラインの確保【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する必要があります。

リスクシナリオ	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
評価ポイント	○ 帰宅困難者への情報提供体制、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢の整備が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関等との連携強化【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関等が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、平常時から、県や公共交通機関等と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要があります。 ● 事業所等における備蓄の促進【運輸観光課、産業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設事業者等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要があります。

リスクシナリオ	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の医療救護体制や搬送体制の構築が必要 ○ 医師や医薬品等の不足に備えた応援要請体制の整備が必要 ○ 関係機関等と連携した医療機関への電気、ガス、水道等の円滑な供給体制の確保が必要
<p style="text-align: center;">脆弱性 評価結果</p> <p>※【 】内は 主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療関係機関との連携【保健センター、国保課、警防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・医師会や県、医療関係機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため初期医療体制及び後方医療体制等の整備充実を図る必要があります。 ・南海トラフ巨大地震が発生した場合に、新居浜・西条医療圏域の多くの医療機関が浸水による孤立化のおそれがあり、院外搬送の連携を強化する必要があります。 ・医療救護活動に従事する医師等が不足する場合に備え、県・医師会・日本赤十字社等関係機関と連携し、応援要請体制の整備を図る必要があります。また、医薬品・医療資材等の供給・調達については、平時から関係者の役割を明確にし、県・医師会・日本赤十字社等関係機関と連携し、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要があります。 ・医師会や県、医療機関と連携し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施するため初期医療体制及び後方医療体制等の整備充実を図る必要があります。 ・迅速な医療救護活動の展開やDMA T等の円滑な受け入れのため、通信体制を確保しEMIS（広域災害医療情報システム）を円滑に活用する必要があります。 ● 空中輸送・傷病者搬送体制の整備【警防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合のヘリコプターによる代替輸送や、ドクターヘリ等による傷病者の搬送要請に効率的に対処するため、臨時ヘリポートの選定等、県DMA T等関係機関と連携しながら必要な措置を講じる必要があります。 ● 医療機関におけるライフラインの確保【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する必要があります。

リスクシナリオ	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防接種や消毒、衛生害虫駆除等、感染症等予防対策が必要 ○ 下水道施設の整備促進、耐震化等の災害予防と的確な維持管理が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症等予防・防止対策【保健センター、国保課、環境保全課】 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地や避難場所における感染症の発生予防・まん延防止のため、平常時から予防接種や消毒、衛生害虫駆除を行うための体制確保、マスクや手指消毒剤の使用方法や備蓄等の啓発等、感染症等予防対策を行う必要があります。また、災害時には、必要に応じ防疫、衛生活動を行う必要があります。 ● 下水道施設の耐震化等【下水道建設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、事業計画区域内の管渠の整備促進、下水道施設の耐震化等の災害予防対策、計画的な改築・更新を進めるなど生活排水対策を着実に推進する必要があります。 ● 広域火葬体制の構築【環境保全課】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要があります。 ● 災害時におけるペットの救護対策【環境保全課】 <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備えの啓発を行う必要があります。

リスクシナリオ	2-8 劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所（福祉避難所含む。）の指定促進、運営体制の支援 ○ 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化 ○ 避難所運営マニュアルの整備
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所（福祉避難所含む。）の指定促進、運営体制の支援【介護福祉課、地域福祉課、危機管理課、下水道建設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要があります。 ・避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要があります。 ・マンホールトイレ、トイレカー等の整備を含む災害時のトイレ確保について検討しておく必要があります。 ・避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して、情報提供を行う必要があります。 ● 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化【保健センター、国保課】 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動等を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要があります。 ● 避難所運営マニュアルの整備【介護福祉課、地域福祉課、危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における避難所での女性や高齢者等、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、本市の「避難所運営マニュアル」を参考に、学校や公民館等の管理者、自主防災組織等と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る必要があります。 ・飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備えと運関する普及啓発を行う必要があります。

事前に備えるべき目標	3 必要不可欠な行政機能は確保すること。
リスクシナリオ	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、信号機の滅灯等による交通事故の多発
評価ポイント	○ 被災による機能低下の回避、治安の維持 ○ 発災後の渋滞の回避
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災による機能低下の回避、治安の維持【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化推進を警察に求める必要があります。 ● 発災後の渋滞の回避【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備推進を警察に求める必要があります。 ・ 自動車の民間プローブ情報等を活用し、道路交通情報を把握して的確な交通規制等の実施を警察に要請する必要があります。

リスクシナリオ	3-2 市の職員の被災による職員不足や施設等の損壊等による行政機能の大幅な低下
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎等の防災拠点や防災上重要な市有建築物の耐震化の推進が必要 ○ 避難施設等のバリアフリー化等、要配慮者に配慮した対策の推進が必要 ○ 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の計画的な整備が必要 ○ 業務継続計画の適切な改定や防災訓練等、業務継続体制の強化が必要 ○ 近隣自治体等との相互応援体制の連携強化が必要 ○ 執行体制の脆弱化に対応するため、官民連携手法の導入が必要 ○ 文化財及び文化財施設の安全管理等が必要
<p data-bbox="204 1003 316 1070">脆弱性 評価結果</p> <p data-bbox="188 1115 331 1182">※【 】内は 主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災拠点機能の確保【危機管理課、総合政策課、社会教育課、学校教育課、地域コミュニティ課、文化振興課、スポーツ振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、自主的な避難所となる自治会館・集会所等の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置等、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要があります。 ・公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点又は避難施設等として重要な役割を持っていることから、その機能を確保するため、耐震改修をはじめとして、施設の維持補修を計画的・効率的に推進する必要があります。 ・市有施設のみならず、避難所として想定される施設等のバリアフリー化、空調整備等、要配慮者に配慮した対策を推進する必要があります。 ・博物館、公民館、体育館等の施設利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理を行うとともに、防災訓練の実施や避難誘導體制の整備及び自主的な避難場所としての機能を有する自治会館の耐震改修を整備する必要があります。 ● ICT業務継続体制の整備【ICT戦略課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT業務継続計画（BCP）を令和2（2020）年3月に策定したところですが、地方公共団体の重要業務の多くは情報システムに依存しており、災害時に情報システムが稼働していることが極めて重要であることから、今後も継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続体制を強化する必要があります。 ● 職員に対する防災教育【人事課】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、防災訓練の実施や各種講習会の開催、災害対応マニュアル等による防災教育の徹底を図る必要があります。 ● 相互応援体制の整備[再掲]【消防総務課、警防課、消防署、企業総務課、企業経営課】 <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による大規模災害の発生や、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に備え、消防防災合同庁舎を有効活用し、行政や防災関係機関の連携を強化する必要があります。 ・水道施設への被害が甚大で市内広域に及んでおり、本市単独で応急対応が困難である場合には、（公社）日本水道協会との協定に基づく応援依頼を行い、早急な応急給水・応急復旧に取り組む必要があります。 ● 官民連携手法の導入【下水道建設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適切な管理・運営を図るため、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携手法の導入を図る必要があります。

事前に備えるべき目標	4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること。
リスクシナリオ	4-1 電力供給停止等による情報通信のまひ・長期停止
評価ポイント	○ 非常用電源設備の整備の促進が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 電源の確保【危機管理課、管財課、消防総務課、水源管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する必要があります。

リスクシナリオ	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能
評価ポイント	○ 災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の収集・伝達体制の確保[再掲]【危機管理課、通信指令課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に国、県、市、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、防災情報システムを主とする危機管理体制を確立する必要があります。 ・ 地上系の電話回線のほか衛星系の通信回線（データ回線含む。）を確保するなど、通信系統の2重、3重化による確実な通信を確保する必要があります。 ・ 大規模自然災害等による広範囲な被災地の全容を早期に把握し、迅速に状況を発信するため、ドローンやICTを活用した効果的な情報収集を確立する必要があります。 ● 市民等への災害情報の伝達[再掲]【危機管理課、秘書広報課、地域コミュニティ課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等への情報伝達手段として、広報車両、メールマガジン、新居浜いんふお、CATV、コミュニティFM「Hello! NEW新居浜FM」、NHKデータ放送、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（フェイスブック・ツイッター、LINE等）、同報系防災行政無線、自治会・自主防災組織への電話連絡等の活用を推進する必要があります。 ・ 災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用等、地域の実情や地震・豪雨等の災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段・通信設備を充実・強化する必要があります。

事前に備えるべき目標	5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと。
リスクシナリオ	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
評価ポイント	○ 事業者の事業継続計画（BCP）の策定や本社機能移転等の促進が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者における事業継続計画（BCP）の促進【産業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化、地域の防災活動への協力等の体制を整える必要があります。 ● 工業用水道施設の更新・耐震化促進【水源管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の主要な工業でもある住友系企業を中心とした重化学工業地帯に給水するための工業用水道施設を昭和41年に供用を開始していますが、企業経営活動が停滞することのないよう、工業用水道管の更新・耐震化に取り組む必要があります。 ● サプライチェーンの寸断対策【農林水産課】 <ul style="list-style-type: none"> ・農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合における防災対策を促進する必要があります。

リスクシナリオ	5-2 コンビナートや重要な産業施設等の被災
評価ポイント	○ 石油コンビナート等における防災対策 ○ 石油コンビナート等における事業継続の推進
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 石油コンビナート等における防災対策【予防課】 <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、石油コンビナート等特別防災区域を有し、施設では危険物や高圧ガス等が大量に貯蔵、取扱われており、大規模災害時には周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や定期的保安連絡会、防災訓練等を通じて企業保安・防災対策の推進を図る必要があります。 ・石油コンビナート等特別防災区域における屋外タンク等の危険物火災に対応する泡消火薬剤については、消防力の整備指針に基づく数量は備蓄できていますが、老朽化やそのほとんどが合成界面泡消火薬剤であるため、初期消火性、再着火防止性に優れる水成膜泡消火薬剤への再整備を可能な限り早期に完了する必要があります。 ● 石油コンビナート等における事業継続の推進【産業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者においては、コンビナートエリア内における企業連携型の事業継続計画（BCP）や事業継続マネジメント（BCM）を策定し、継続して事業を実施するための取組を強化する必要があります。

リスクシナリオ	5-3 金融サービス等の機能停止による商取引への甚大な影響
評価ポイント	○ 金融機関における防災対策の推進
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関における防災対策の推進【産業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関は、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画（BCP）の策定等の防災対策を着実に進める必要があります。

リスクシナリオ	5-4 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地・農業用施設等の適切な維持管理等、災害対応力の強化が必要 ○ 災害対応力強化に向けた生産基盤の整備や農林水産業版の事業継続計画（BCP）の策定に向けた取組が必要
脆弱性 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮して備蓄物資の品目を選定し、計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保する必要があります。 ・ 自治体、各種団体、企業等との間で災害時の相互応援、広域応援について協定を締結し、災害発生時の応急対策や食料・飲料水等の確保等、引き続き災害対応力の強化を図る必要があります。 ● 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化【農林水産課、農地整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、農地・農業用施設等（排水樋門等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成等、管理体制の充実・強化を促進する必要があります。 ・ 農業用施設等の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を促進する必要があります。 ● 食料等の供給体制の確保【農林水産課、農地整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要があります。 ・ 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画の策定を推進する必要があります。 ● 漁港の機能保全【農林水産課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理漁港において、既設の外郭施設、係留施設等の漁港施設、海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める必要があります。
※【 】内は 主な関係課	

事前に備えるべき目標	6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。
リスクシナリオ	6-1 ライフライン（電力、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能の停止
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、ライフラインの耐震性強化、代替機能の確保等、関係機関と連携した災害対応力の強化が必要 ○ 太陽光発電など自立分散型エネルギーの普及拡大が必要 ○ 水道施設の耐震化や老朽化対策、応急給水体制の整備が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフラインの災害対応力の強化【危機管理課、水道工務課、水源管理課、下水道建設課、産業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気・上下水道・ガス・電話等のライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要があります。 ● エネルギーの安定供給【危機管理課、環境保全課、産業振興課、下水道建設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・電力供給各社との連携を強化し、災害時においても安定的に電力供給を実施することができる体制の強化を図る必要があります。 ・長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、住宅等における太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やリチウムイオン蓄電池の設置、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）、コージェネレーション、地域でのエネルギー循環等分散型エネルギーの普及拡大等により、エネルギーの安定供給を図る必要があります。 ● 水道施設の耐震化等[再掲]【企業総務課、企業経営課、水道工務課、水源管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、老朽化した水道施設の更新・耐震化計画やアセットマネジメント計画に基づく経営戦略などに基づき、基幹管路の耐震化や送水場及び配水池施設の更新・耐震補強・長寿命化対策等を推進する必要があります。 ・「新居浜市水道事業地震災害対策に基づく応急給水・応急復旧マニュアル」に基づき、災害時における応急給水及び復旧活動の体制を確保する必要があります。 ● 船舶の確保[再掲]【運輸観光課】 <ul style="list-style-type: none"> ・大島地区に対する災害発生後のさまざまな対策に対応するため、津波到達前、大型台風最接近前等大規模災害発生が予測される場合は、市営渡海船舶を安全海域へ避難させる必要があります。 ・災害対応を強化するため、市営渡海船舶の避難訓練を実施します。
リスクシナリオ	6-2 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の耐震化や老朽化対策、応急体制の整備が必要 ○ し尿・浄化槽汚泥処理施設の老朽化対策等が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設の耐震化等[再掲]【下水道建設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、事業計画区域内の管渠の整備促進、下水道施設の耐震化等の災害予防対策、計画的な改築・更新を進めるなど生活排水対策を着実に推進する必要があります。 ● 応急対応体制の整備【下水道建設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・非常時に応急復旧等が着実に進められるよう体制の整備が必要です。 ・応急対応に必要な資機材の備蓄、台帳システムの機能充実が必要です。 ● 汚泥処理施設の広域化・共同化【下水道建設課、環境施設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても、継続的に污水处理機能を確保するため、下水道処理場での共同処理を導入する必要があります。

リスクシナリオ	6-3 地域交通ネットワークの分断
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に強い道路・橋梁の整備が必要 ○ 国や県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路、海上輸送拠点となる港湾施設等の交通ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要 ○ 幹線道路等の整備による交通結節点への連携強化、駅前広場等の滞留空間、乗り換え・乗り継ぎの確保が必要 ○ 避難路や緊急車両の通行確保のため、建築物の更新にあわせた既成市街地等の狭あい道路の拡幅・改良整備が必要 ○ 港湾施設等の整備促進
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の防災・減災対策【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害における道路機能を確保するため、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する必要があります。 ● 緊急輸送体制の整備[再掲]【危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県他自治体等関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要があります。 ● 緊急輸送道路等の整備[再掲]【道路課、港湾課、用地課、下水道建設課】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備・維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図る必要があります。 ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により、地下埋設物等の耐震化、装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ・大規模災害により、幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、緊急輸送道路やその代替路等を確保するための検討や、海上から物資を受け入れる際の拠点となる港湾施設等の改良・耐震化等の防災対策を着実に進める必要があります。 ● 道路啓開体制の整備[再掲]【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、跨道橋の整備や民間事業者等との協定の締結、車両移動訓練の実施等、道路管理者による放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 交通結節点への連携強化【都市計画課、道路課、運輸観光課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に接続する幹線道路等の整備や、駅前広場等の代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要があります。 ・災害時において、公共交通の交通結節点への接続を可能とするため、各事業者と連携の強化を図り、整備を推進する必要があります。 ● 安全な基盤形成【都市計画課、道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路等を整備するとともに、既成市街地等の狭あい道路の拡幅や改良整備の推進、橋梁、トンネル、横断歩道橋等の道路施設のメンテナンス、整備・維持管理をする必要があります。 ● 農道・林道の防災対策【農地整備課、農林水産課】 <ul style="list-style-type: none"> ・主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要があります。 ● 港湾施設等の整備促進【港湾課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震等災害時に備え、耐震対策や既存施設の機能保全・強化を進める必要があります。 ・港湾施設や海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、維持管理計画等を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要があります。

- 避難経路や緊急車両の通行確保【道路課】
 - ・ 避難経路や緊急車両の安全かつ円滑な通行確保のため、必要な路線の適切な管理と整備を推進する必要があります。
- 交通安全対策【道路課】
 - ・ 交通弱者の安全かつ早急な避難を可能にするために必要な安全対策や、自転車の通行空間の整備を推進する必要があります。
- 船舶の確保【運輸観光課】
 - ・ 大島地区に対する災害発生後のさまざまな対策に対応するため、津波到達前、大型台風最接近前等大規模災害発生が予測される場合は、市営渡海船船舶を安全海域へ避難させる必要があります。
 - ・ 災害対応を強化するため、市営渡海船船舶の避難訓練を実施します。
 - ・ 災害に強い新船の建造を検討するとともに、現在使用している船舶の整備、維持管理を計画的に行う必要があります。
- 港湾・漁港施設等の機能停止対策【港湾課、農林水産課】
 - ・ 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係機関が連携して訓練を行うなど、防災・復旧活動等の体制整備を促進する必要があります。
 - ・ 災害時において緊急物資輸送船が安全に航行できるよう海上の浮遊物・沈降物の除去を行う必要があります。

<p>事前に備えるべき目標</p>	<p>7 制御不能な二次災害を発生させないこと。</p>
<p>リスクシナリオ</p>	<p>7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通まひ等の大規模な二次災害の発生</p>
<p>評価ポイント</p>	<p>○ 南海トラフ巨大地震等における市街地の火災延焼の防止が必要 ○ 南海トラフ巨大地震で想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の体制及び広域連携体制の充実が必要 ○ 石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化、防災対策の推進が必要</p>
<p>脆弱性評価結果</p> <p>※【 】内は主な関係課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防の初動体制及び広域消防応援・受援体制の強化【消防総務課、警防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震等による密集市街地の地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防職員を計画的に増員し、初動体制を強化するとともに、広域消防応援・受援体制の強化を図る必要があります。 ● 地域防災力の充実・強化【消防総務課、警防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災の拠点施設となる消防団詰所の大規模改修等の更新整備と消防団の活性化を図るため、機能別消防団員の導入を進め、消防団員の確保を図る必要があります。 ・ 津波浸水域内に配置されている消防団詰所の浸水域外への移転等を含めた適正な詰所の配置を検討する必要があります。 ● 消防施設、資機材等の計画的な更新整備【消防総務課、警防課、消防署】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上部地区及び川東地区における災害対応の充実を図るため、その拠点となる南消防署及び川東分署の機能強化を図る必要があります。 ・ 消防自動車及び消防資機材等の計画的な更新整備を図る必要があります。 ・ 消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備促進を図り、大規模災害に備えて上水道の補完的施設として飲料水兼用の貯水槽の整備を検討する必要があります。 ● 海上・臨海部の広域複合災害対策【予防課、港湾課、農林水産課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市は、石油コンビナート等特別防災区域を有し、施設では危険物や高圧ガス等が大量に貯蔵、取り扱われており、大規模災害時には周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や定期の保安連絡会、防災訓練等を通じて企業保安・防災対策の推進を図る必要があります。[再掲] ・ 臨海部で危険物質を取り扱う施設について、建物等の耐震化を進めるとともに、防波堤や護岸等の整備強化等、地震・津波対策を着実に進める必要があります。 ・ 地震や津波等によりLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要があります。 ・ 地震や津波等の影響により石油タンクや高圧ガス容器等が流出し、二次災害を発生するおそれがあるため漂流物防止対策を推進する必要があります。 ・ 災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携し、対策を進める必要があります。

リスクシナリオ	7-2 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業水利施設（ため池、排水樋門等）の老朽化対策等が必要 ○ 海岸保全施設、河川管理施設（堤防、護岸、水門・樋門）の耐震化や老朽化対策が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業水利施設の老朽化対策等【農地整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（ため池、排水樋門等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップや浸水想定区域図の作成、並びに施設の耐震化、老朽化対策を推進する必要があります。 ● 堤防・護岸等の防災対策【農林水産課、港湾課、河川水路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げを計画的に進めるほか、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要があります。

リスクシナリオ	7-3 有害物質の大規模拡散・流出
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から事業者の有する危険物等の有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行い、資機材や事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全対策【環境保全課】 <ul style="list-style-type: none"> ・平時から事業者の有する危険物等の有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行い、資機材や事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要があります。 ● 有害物質の大規模拡散・流出対策【予防課】 <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、石油コンビナート等特別防災区域を有し、施設では危険物や高圧ガス等が大量に貯蔵、取扱われており、大規模災害時には周辺の地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や定期的保安連絡会、防災訓練等を通じて企業保安・防災対策の推進を図る必要があります。〔再掲〕 ・平時から事業者が保有する危険物等の有害物質の保管状況等の把握と適切な管理指導を行うほか、防災資機材及び事故対応の整備を働きかける必要があります。

リスクシナリオ	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
評価ポイント	○ 国土保全、水資源の涵養等の機能維持を図るため、農地・森林や農業用水利施設等の適切な保全管理の促進が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地・農業用施設等の適切な保全管理【農林水産課、農地整備課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用施設等の保全活動や地域における生産活動への支援等を推進する必要があります。 ● 家畜の防疫対策【農林水産課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の感染症等の発生時における迅速な情報収集や初動対応の体制を整備し、適切な運用を図る必要があります。 ● 森林の荒廃対策【農林水産課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要があります。 ・ 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要があります。

リスクシナリオ	7-5 風評被害等による経済等への甚大な影響
評価ポイント	○ 風評被害等に対する対策
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の情報発信【危機管理課、秘書広報課、産業振興課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時における地理的な誤認識や市民の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要があります。 ・ 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要があります。

事前に備えるべき目標	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。
リスクシナリオ	8-1 災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅な遅れ
評価ポイント	○ 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための施設や体制整備、仮置場の確保が必要 ○ 災害時の有害廃棄物対策が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	● 災害廃棄物処理体制の整備【ごみ減量課、環境施設課】 ・ 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制の整備や、環境保全に支障のない仮置場の確保を図る必要があります。 ・ 災害時の有害廃棄物対策を進める必要があります。

リスクシナリオ	8-2 人材不足や地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
評価ポイント	○ 災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要 ○ 自主防災組織や自主防犯パトロール隊の育成、消防団の充実・強化等、地域防災力の向上が必要（地域の連帯やコミュニティの衰退による地域防災力の低下） ○ 復旧・復興、被災者の生活再建のための体制構築が必要
脆弱性評価結果 ※【 】内は主な関係課	● 防災意識の高揚、防災教育の実施[再掲]【危機管理課、社会教育課、学校教育課、こども保育課】 ・ 市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、新居浜市総合防災マップ活用等により、防災意識の高揚を図る必要があります。 ・ 出前講座等を通じて、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等）の管理者及び職員に対する防災教育を実施するなど、関係機関等との連携強化を図る必要があります。 ● 地域防災力の向上[再掲]【消防総務課、警防課、危機管理課、消防署】 ・ 新居浜市防災センターの活用を促進し、市民の防火意識の高揚や知識・技術の習得を図る必要があります。 ・ 消防活動の知識及び技術の伝承不足による、消防力の低下を招かないよう、効果的かつ効率的な人材育成が行える体制を整備する必要があります。 ・ 災害発生時に、地域で対応できる体制を整えるため、平常時から自主防災組織の育成や危険箇所や避難行動要支援者等の把握、防災資機材の整備、防災知識・技術の習得を図るとともに、消防団の充実・強化のため災害時の拠点となる消防団詰所の計画的な更新整備を進め、地域防災力を向上させる必要があります。 ・ 減少傾向にある消防団員を確保するため、特定の任務に従事する機能別消防団員制度を導入し、人材の確保を図るとともに、消防団内、常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要があります。 ● 防犯体制の充実強化【危機管理課】 ・ 被災後の治安悪化を防止するため、平常時から防犯パトロール隊等の活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化を図る必要があります。

	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT業務継続体制の整備[再掲] 【ICT戦略課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT業務継続計画（BCP）を令和2（2020）年3月に策定したところですが、地方公共団体の重要業務の多くは情報システムに依存しており、災害時に情報システムが稼動していることが極めて重要であることから、今後も継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、業務継続体制を強化する必要があります。 ● 避難行動要支援者等への対応[再掲] 【地域福祉課、危機管理課、介護福祉課、地域コミュニティ課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自力で避難することが困難で避難支援を希望する避難行動要支援者に対して、「新居浜市地域防災計画」に基づき、情報伝達や避難誘導等を迅速に行える体制を整備する必要があります。 ・ 平常時から避難行動要支援者の把握や災害時要援護者登録に努め、避難行動要支援者等に対する見守り・声かけ活動を行うなど、地域の支援体制の整備を推進する必要があります。 ・ 災害発生時に外国人の安全を確保するため、多言語による防災知識（新居浜市総合防災マップ）の普及啓発や避難場所等の情報提供のほか、国際交流協会等と連携し、国際交流ボランティアの確保等の対策を講じる必要があります。
--	---

リスクシナリオ	8-3 基幹インフラの損壊、事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れや長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、県や関係機関等と連携して、建設業を担う技能労働者の確保が必要 ○ 生活再建支援、復興計画の作成が必要 ○ 災害ボランティアの活動体制や受入等の環境整備が必要 ○ 長期浸水への対策が必要
脆弱性 評価結果 ※【 】内は 主な関係課	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路啓開体制の整備[再掲]【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、跨道橋の整備や民間事業者等との協定の締結、車両移動訓練の実施等、道路管理者による放置車両対策の強化や、関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。 ● 復旧・復興を担う人材の確保【都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業における高齢化の進行等により、将来的な担い手不足や技能継承の阻害が懸念されることから、県や関係機関等と連携して、建設業を担う技能労働者等の確保を図る必要があります。 ● 復興計画の作成【都市計画課、河川水路課、危機管理課】 <ul style="list-style-type: none"> ・円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取組を支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める必要があります。 ● 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備【建築住宅課、危機管理課、国土調査課】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害により住宅等をなくした方に速やかに住居が提供できるよう応急仮設住宅の建設や民間借り上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要があります。 ・災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要があります。 ・住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要があります。 ・被災した宅地や住宅の危険度を的確に判断するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する必要があります。 ・仮設住宅等において良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備を進めるとともに、仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れや飼育についても検討する必要があります。 ・地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及及び加入を促進する必要があります。 ● 災害ボランティアの活動体制の強化【地域コミュニティ課、社会福祉協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・円滑で効果的な災害ボランティアを実施するため、主体となる社会福祉協議会との情報共有やボランティアの受入・確保、資質向上のための各種研修・訓練等の環境整備の充実を図る必要があります。 ● 長期浸水への対策【危機管理課、下水道建設課、河川水路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災対策を推進するとともに、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要があります。 ・被災後の排水機能を早急に復旧させるため、雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の耐震化を進めるとともに、被災した設備の早急な復旧を図るために、各設備のメーカーと協定の締結等、非常時における協力関係を構築しておく必要があります。

A. 行政機能／防災・消防

(1) 行政機能

① 防災拠点機能の確保	主に対応するリスクシナリオ NO.1-1,3-1
<p>【管財課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防防災合同庁舎は、災害時における新居浜市の中心的な災害対策拠点としての機能が発揮できるよう、維持管理に努め、本庁舎は業務継続計画の実効性を確保できるよう、計画的に修繕を行っていきます。 <p>【総合政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」及び「新居浜市公共施設再編計画」に基づき、公共施設の適切な規模やあり方を検討しながら改築・改修・維持補修を実施し、将来にわたって市民が安心・安全に利用できる整備を進めます。 <p>【社会教育課、スポーツ振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断をしていない市有施設は順次耐震診断を実施するとともに、改修を実施して防災拠点機能を確保していきます。 ・特に、耐震改修促進法で耐震診断の努力義務に規定された施設である社会教育施設の耐震診断を実施します。 ・広域的な大規模災害が発生した場合に対応できる、自衛隊や消防、警察などの応援部隊が活動できる場所や大量の救援物資を受け入れる場所といった「広域防災拠点」をあらかじめ整備しておく必要があり、その推進に努めます。 	

※ 以降、主な取組における市・市民（地域団体等を含む。）・企業（事業所、医療・福祉施設等を含む。）

各々の役割があるものについて○印が記載されています。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・庁舎等整備事業	管財課	○		
・新居浜市公共施設管理システム推進事業	総合政策課	○		
・広域防災拠点施設の整備	スポーツ振興課	○		
・公民館施設環境整備事業	社会教育課	○		

② 業務継続体制の整備・人材育成	主に対応するリスクシナリオ NO. 1-3,3-1,6-2,8-2
<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続体制を堅持するため、地域防災計画の改正、組織改編等の際には業務継続計画を適宜改正します。 <p>【ICT戦略課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新居浜市業務継続計画」の見直しを行う際に、業務連絡体制の強化に資するICT関連の項目について見直しを行います。 <p>【人事課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員として有事・災害に対する対応・心構えの教育を特別研修等様々な機会を通じ、継続して実施します。 <p>【企業総務課、企業経営課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公社）日本水道協会が主催する防災訓練に参加し、応急給水や応急復旧に関する広域応援体制の構築に取り組み、広域連携協議会等で近隣水道事業者との相互協力連携の推進に努めます。 <p>【下水道建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCPを定期的に見直すとともに訓練を実施します。 <p>【下水道建設課、河川水路課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の運転管理を委託し、適切な運転管理体制の整備に努めます。 ・運転管理会社を通じて雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の運転員の確保に努めます。 ・運転管理会社を通じて、ポンプ場運転員の教育、訓練を実施します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・業務継続計画の整備	危機管理課	○		
・ICT業務継続計画の見直し	ICT戦略課	○		
・危機管理研修	人事課	○		
・新居浜市水道事業地震災害対策に基づく応急給水・応急復旧計画マニュアルによる広域連携の推進	企業総務課 企業経営課	○		
・新居浜市公共下水道業務継続計画の見直し・訓練実施	下水道建設課	○		
・雨水ポンプ場及び排水ポンプ場の運転管理の委託	下水道建設課 河川水路課	○		○
・ポンプ場運転員の確保	下水道建設課 河川水路課	○		○
・ポンプ場運転員の教育及び訓練	下水道建設課 河川水路課	○		○

(2) 防災・消防

① 防災訓練の充実	主に対応するリスクシナリオ NO. 1-4,2-3,1
<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市で直接起こりうる災害及び被害を想定し、総合防災訓練等を継続して実施します。 <p>【企業総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公社）日本水道協会による近隣水道事業体合同の防災訓練等を継続して実施します。 <p>【運輸観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営渡海船船舶の安全海域への避難訓練等を継続して実施します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・総合防災訓練	危機管理課	○	○	○
・水防訓練	危機管理課	○	○	○
・職員参集訓練	危機管理課	○		
・水道事業体合同防災訓練	企業総務課	○		
・船舶避難訓練	運輸観光課	○		

② 防災計画の充実	主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1,1-2,1-3
<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に防災に係る情報収集に努めるとともに、適宜、防災関連計画について実効性の高い内容となる見直しを行い、非常時の対応体制を強化していきます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・新居浜市地域防災計画の充実	危機管理課	○		
・新居浜市水防計画の見直し事業	危機管理課	○		
・新居浜市国民保護計画の充実	危機管理課	○		

③ 予防体制の充実	主に対応するリスクシナリオ NO.1-1
<p>【予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防査察員の計画的な増員による予防査察率を向上させ、危険物施設や防火対象物等の実態把握、違反是正を推進することで、防火・防災管理体制の確立を目指します。 ・平成27年度からの高圧ガス保安法等の権限移譲を受け、コンビナート事業所等に対する危険物・高圧ガス規制により総合的な保安・防災体制の構築に向けた指導強化を図ります。 ・査察基準に基づく計画的な査察により防火対象物の把握及び指導を行います。また、公表制度の適正運用により重大違反対象物の撲滅に向けた違反是正を推進します。 ・火災の未然防止や被害の軽減を図るため地域や事業所で行われる防火・訓練指導等を通じ、火災予防や出火時の初期消火等について啓発活動を行っていきます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・各種団体と連携した住宅防火対策の推進	予防課	○	○	○
・企業における保安防災対策の推進	予防課	○		○
・予防査察及び火災調査体制等の充実強化	予防課	○		
・類似火災防止に向けた予防広報の推進	予防課	○		

A. 行政機能／防災・消防

④ 警防体制の充実	主に対応するリスクシナリオ NO.1-1,2-2,3-1
<p>【消防総務課、警防課、通信指令課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災体制の強化」に向けた取組を推進するため、本格的に供用が開始された消防防災合同庁舎の機能を最大限に発揮するため、危機管理課をはじめとする関係各課との連携を強化し、さらに更新整備した高機能通信指令センターの新システムの各種機能を安定的に運用し、災害対応の迅速化と高度情報化への対応を図り、「市民が安全・安心を実感できるまちづくり」の実現を目指します。 ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生に備えた初動体制を強化するために組織の活性化、職員の計画的な増員を推進します。 ・消防自動車及び各種資機材を計画的に更新整備し、消防水利を適正に配置することで消防活動の充実、強化を図り、各種災害の未然防止と被害の軽減に資することのできる体制を構築します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・災害発生時の初動体制の強化及び人材育成の充実	消防総務課、警防課	○		
・公共施設再編も踏まえた消防庁舎の機能強化	消防総務課、警防課	○		
・消防自動車・消防資機材整備事業	消防総務課、警防課	○		
・消防水利整備事業	消防総務課、警防課	○		
・離島、遠隔地の自衛消防力の強化	消防総務課、警防課	○		
・消防通信指令設備整備事業	通信指令課	○		

⑤ 救急救助体制の充実	主に対応するリスクシナリオ NO.1-1,2-2,3-1
<p>【消防総務課、警防課、消防署】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高規格救急自動車を計画的に整備するとともに、救急要員を計画的に確保し救急体制の充実を目指し、高齢化の進展により増加する救急需要に対応します。 ・応急手当等の救急講習会を充実させ、「町の救命士」等の育成による救命率の向上を目指し、救急救命士等の有資格者の計画的な増員を図り、また各種資格取得、実技研修を実施します。 ・救急医療の高度化に対応した救急救命士の育成及び医療機関と連携したメディカルコントロール体制の充実強化を図り、円滑な救急搬送体制の構築を進めます。 ・救急救助事案の複雑高度化に対応するため、隊員の技能向上及び救急救助資機材の更新整備を計画的に実施します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・メディカルコントロール体制の充実強化	消防総務課、警防課	○		
・救急隊員・救急救命士等、各種資格取得の充実強化	消防総務課、警防課	○		
・救急講習会等の充実拡大	消防総務課、警防課	○		
・救急救助資機材の更新整備	消防総務課、警防課	○		
・消防職員教育訓練・救助隊員資格取得事業	消防総務課、警防課	○		
・救急ワークステーションの整備	消防総務課、警防課	○		

⑥ 消防団の活性化

主に対応するリスクシナリオ NO.2-2,3-1

【消防総務課、警防課】

- ・大規模火災、災害における地域防災力の充実を図るため地域防災の要である消防団詰所については、耐震補強工事を実施し、併せてトイレの洋式化やシャワー等の改修工事等、分団詰所の環境改善を図っており、今後も、計画的な消防団詰所の更新整備と車両・資機材等の計画的な更新整備を図ります。
- ・減少傾向にある消防団員の確保を図るため、今後も若年層の加入促進を重点とする、未来の消防団促進事業を実施し、市内の中学校、高等学校へ消防団活動のPRし、消防団協力事業所への加入促進も実施します。また、機能別消防団員制度の導入を進め、大島地区住民を主とする初期消火等を特定の任務とする地域特化型消防団及び新居浜工業高等専門学校の学生を対象とした学生消防団を機能別消防団員として採用し、引き続き消防団の活性化を図ります。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・消防団詰所整備事業	消防総務課、警防課	○		
・消防団員の確保（機能別消防団員の導入）	消防総務課、警防課	○		
・消防団員教育訓練	消防総務課、警防課	○		
・消防団広報の推進	消防総務課、警防課	○		
・近隣市町との広域応援体制の確立	消防総務課、警防課	○		

⑦ 広域応援体制の整備	主に対応するリスクシナリオ NO.2-2,3-1
<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の確保や、長期となる場合の避難場所の確保、協力自治体や災害ボランティア等の支援者の宿泊場所等の確保のため、より多様な分野の企業・団体等との協定締結を推進していきます。 <p>【企業総務課、企業経営課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公社）日本水道協会が主催する水道事業体相互の応急給水、応急復旧の協力体制づくりを進めます。 <p>【消防総務課、警防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防の広域化については、全国的に進捗が停滞しており、平成30年4月1日に国から「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正」が示され、令和6年4月まで新たな消防広域化の推進期限として、引き続き消防広域化に併せて消防の連携・協力について推進します。今後においては、愛媛県消防広域化推進計画の見直しを含めた新たな消防の広域化について、国・県、近隣消防本部の動向を注視しながら検討を進めます。 <p>【スポーツ振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な大規模災害が発生した場合に対応できる、自衛隊や消防、警察等の応援部隊が活動できる場所や大量の救援物資を受け入れる場所といった「広域防災拠点」をあらかじめ整備しておく必要があり、その推進に努めます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 広域防災体制の連携強化	危機管理課	○		
・ 広域消防の応援・受援体制の連携強化	消防総務課、警防課	○		
・ 大規模災害時における相互協力	危機管理課	○		
・ 消防の連携・協力体制の推進	消防総務課、警防課	○		
・ 災害時応援協定締結の拡大	危機管理課	○		○
・ 近隣市町との広域応援体制の確立	危機管理課	○		
・ 水道災害時相互応援活動の推進、及び応急給水・応急復旧に関する広域応援体制の構築	水道工務課	○		
・ 広域防災拠点施設の整備	スポーツ振興課	○		

⑧ 避難所整備	主に対応するリスクシナリオ NO.2-1,2-4,2-8,3-1
<p>【危機管理課、下水道建設課、社会教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に係る現状把握を的確に行い、必要な整備を進めます。また、防災訓練等を通じた避難マニュアルの検証を行うなど、適宜必要な見直しを進めていきます。 ・ 自主防災意識を高めることに努めるとともに、災害発生時に円滑な応急活動や避難・救護活動を実施する自主防災体制を構築します。また、これにより、避難所を自主運営できる体制作りを進めます。 ・ 新居浜市総合防災マップの周知を通じ、津波等水害時には沿岸部・河川沿いで使用できない避難所があることを周知する。 ・ 避難所にマンホールトイレの整備を進めます。 ・ 公民館等避難所となる施設のバリアフリー化を進めます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 自主的避難場所（自治会館）の耐震化事業	地域コミュニティ課 危機管理課	○		
・ 避難場所整備事業	危機管理課	○	○	
・ 新居浜市総合地震対策に基づくマンホールトイレ整備	下水道建設課	○		
・ 公民館施設環境整備事業	社会教育課	○		

⑨ 物資・資機材等の備蓄	主に対応するリスクシナリオ NO.2-1,2-4,5-3,6-2
<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄物資購入事業により、飲食料品について目標の備蓄数に達したが、消費期限切れ物品のローリング及び避難所における良好な生活環境の確保に向けた備蓄物品の変更、避難所での感染症対策に必要な衛生資機材の整備を進めます。 <p>【下水道建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対応に必要な資機材の備蓄を進めます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 食糧及び生活必需品の備蓄整備	危機管理課	○	○	○
・ 備蓄倉庫の整備	危機管理課	○		
・ 非常用資材備蓄事業	下水道建設課	○		

重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値[R1]	目標値[R7]	担当課
消防水利施設充足率[設置数/基準数]	100%	100%	警防課
消防団員充足率	90.8%	100%	消防総務課
災害時応援協定の締結数	95件	107件	危機管理課
防火対象物立入検査	78%	100%	消防署
消防職員充足率	81.7%	98.2%	消防総務課
出火率（人口1万人当たりの出火件数）	2.44	2.0	予防課、消防署
実働救命士充足率	63.9%	100%	消防総務課、警防課
マンホールトイレ設置箇所数	1	13	下水道建設課

B. 住宅／都市／土地利用

(1) 住宅

① 住宅・建築物等の防火性向上・耐震化	主に対応するリスクシナリオ NO.1-1
<p>【建築指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅耐震対策の補助事業を実施することで、耐震化率の向上を目指し、震災に強い安心・安全なまちづくりを推進します。 <p>【予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災被害を軽減するため住宅用火災警報器の設置率の向上及び適正な維持管理に関する広報活動を推進するとともに、防火対象物にあつては、定期査察を通じて防火管理や消防用設備等の維持管理に関する指導等を行います。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・住宅用火災警報器の普及促進及び防火管理の徹底	予防課	○	○	○
・新居浜市木造住宅耐震診断技術者派遣事業*	建築指導課	○	○	
・新居浜市木造住宅耐震診断事業*	建築指導課	○	○	
・新居浜市木造住宅耐震改修工事費等補助事業*	建築指導課	○	○	
・新居浜市耐震シェルター整備費補助事業*	建築指導課	○	○	
・新居浜市民間ブロック塀等補助事業*	建築指導課	○	○	

*社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事）を活用し事業を推進する。

② 老朽危険空家等の対策	主に対応するリスクシナリオ NO.1-1,8-3
<p>【建築指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の倒壊等被害防止のため、「新居浜市空家等対策計画」を基に、市内の老朽危険空家等の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令、行政代執行等の措置を適切に実施していきます。 <p>【地方創生推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単に空家等を放置することなく、その活用可能性についても検討していくことが重要と考え、空き家バンクやリフォーム補助金制度の活用を進めていきます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・空き家対策事業	建築指導課	○	○	
・空き家バンク制度	地方創生推進課	○	○	○
・危険空家除却補助事業	建築指導課	○	○	
・移住者住宅改修支援事業補助金制度	地方創生推進課	○	○	○
・空き家バンク事業の連携・推進	地方創生推進課	○	○	○

③ 高齢者等住宅支援

主に対応するリスクシナリオ NO.1-1,1-4,8-3

【地域福祉課・介護福祉課・建築住宅課・危機管理課】

- ・災害時のみならず平常時においても生活できる、高齢者住宅建設・改修に係る普及啓発・支援を行うとともに、グループホーム等の整備を進めていきます。
- ・地震発生時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的として、自力では家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルムの施工が困難な市民を支援する事業を進めていきます。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・高齢者向け住宅の普及啓発・供給促進	建築住宅課	○	○	○
・支援の必要な高齢者の住宅改修の支援	介護福祉課	○	○	○
・グループホーム等高齢者に配慮した住環境	介護福祉課	○		○
・家具転倒防止等推進事業	危機管理課	○	○	

④ 公営住宅等の建替・維持管理

主に対応するリスクシナリオ NO.2-1,8-3

【建築住宅課】

- ・計画的な建替えを実施し、単身高齢者等の入居希望者のニーズに合った住宅を建設します。
- ・「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づく住宅の維持・管理・改善を実施し、安全で快適な居住環境の確保を図ります。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・公営住宅等改善事業*	建築住宅課	○		
・公営住宅等建替推進事業*	建築住宅課	○		

*社会資本整備総合交付金（公営住宅等整備事業、公営（改良）住宅等ストック総合改善事業）を活用し事業を推進する。

重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値[R1]	目標値[R7]	担当課
新居浜市木造住宅耐震診断技術者派遣事業	24件	100件	建築指導課
新居浜市木造住宅耐震改修工事費等補助事業	14件	25件	建築指導課
公営住宅等改修棟数	4棟	30棟	建築住宅課
公営住宅建設棟数	建設着手	2棟	建築住宅課

(2) 都 市

① 都市計画制度の運用

主に対応するリスクシナリオ NO.1-1,1-2,6-3

【都市計画課】

- ・都市計画マスタープラン並びに立地適正化計画に沿って計画的なまちづくりを進めていく上で、市民の安心・安全の確保は重要な目標の一つであり、災害に直接関係してくる土地利用・道路・公園・上下水道・河川等について計画的方針のもと効果的整備を進めていきます。
- ・概ね5年ごとに都市計画の基礎調査として、人口規模、建築物の用途、宅地開発の状況等の現況を調査し、都市計画の策定とその整備を適切に遂行してまいります。

【主な取組】

担当課

市

市民

企業

- ・都市計画マスタープラン・立地適正化計画の活用

都市計画課

○

- ・新居浜市開発行為の許可基準に関する条例の活用

建築指導課

○

○

- ・時期に応じた適切な用途地域の見直し

都市計画課

○

② 景観形成の推進

主に対応するリスクシナリオ NO.6-3,7-1

【都市計画課】

- ・景観と防災の観点も含めたライフラインの推進とともに、円滑な緊急移動・搬送に係る重要な路線の整備や地域に必要な種々の防災機能を兼ね備えたオープンスペースの活用等に景観形成を配慮した整備を検討してまいります。

【主な取組】

担当課

市

市民

企業

- ・景観形成に配慮した公共施設整備

都市計画課

○

③ 上水道施設の整備

主に対応するリスクシナリオ NO.2-1, 6-1

【企業経営課、水道工務課、水源管理課】

- ・水道ビジョン、管路更新・耐震化計画、経営戦略（短期アセットマネジメント計画）等に基づき、水道施設の計画的な更新・耐震化整備を実施いたします。
- ・基幹管路及び重要管路の更新・耐震化工事を優先して実施することとし、基幹管路においては令和10年度末の耐震化率50%を目標として整備に取り組みます。
- ・配水池、送水場についても計画的な更新・耐震化整備を実施し、配水池においては令和10年度末耐震化率80%を目標として、耐震補強や長寿命化対策にも取り組むこととします。

【主な取組】

担当課

市

市民

企業

- ・配水池及び送水場改築更新・耐震化事業

水道工務課、水源管理課

○

- ・基幹管路更新・耐震化事業

水道工務課、水源管理課

○

- ・水道ビジョンの改訂及び経営戦略の見直し

企業経営課

○

- ・アセットマネジメント計画及び水道事業認可の見直し

水道工務課、水源管理課

○

④ 下水道施設の整備

主に対応するリスクシナリオ NO. 1-3, 2-7, 3-2, 6-2, 6-3

【下水道建設課】

- ・事業計画区域の整備を促進します。
- ・ストックマネジメント計画に基づき計画的な点検・調査を実施します。
- ・新居浜市下水道総合地震対策計画、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の耐震化、改築・更新を一体的に進めます。
- ・し尿・浄化槽汚泥を共同処理するための受入施設等を整備します。
- ・下水道施設の適切な管理・運営を図るため、官民連携手法の導入を進めます。

【河川水路課】

- ・排水ポンプ場の計画的な点検・調査を行います。
- ・排水ポンプ場の計画的な改築・更新を行います。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・汚水処理広域化・共同化事業	下水道建設課 環境施設課	○		
・汚水・雨水管渠等整備事業	下水道建設課	○		
・ストックマネジメント計画に基づく点検・調査	下水道建設課	○		
・ストックマネジメント計画に基づく改築・更新	下水道建設課	○		
・新居浜市下水道総合地震対策計画に基づく耐震・補強対策	下水道建設課	○		
・官民連携事業	下水道建設課	○		○
・排水ポンプ場の点検・調査	河川水路課	○		
・排水ポンプ場の改築・更新	河川水路課	○		

⑤ 公園等施設整備

主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1, 2-4

【都市計画課、スポーツ振興課】

- ・公園施設は災害時の避難場所として重要なオープンスペースとなります。今後は、公共施設再編等で生じた公共空地を活用することにより公園確保を進めていきます。
- ・公園内建築物については、施設の耐震化や長寿命化を推進していきます。
- ・大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる施設の整備に向け、広域的な災害拠点機能を持つ総合運動公園構想を推進します。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・公園長寿命化対策事業	都市計画課	○		
・滝の宮公園リニューアル事業	都市計画課	○		
・総合運動公園整備の推進	スポーツ振興課	○		

B. 住宅／都市／土地利用

⑥ 市街地整備事業	主に対応するリスクシナリオ NO.1-1,1-2,6-3			
【都市計画課】 ・市街地にある低未利用地の有効活用を計画的に推進し、災害に強いまちづくりを誘導します。 ・これらの総合力によって、人口増を促すとともに、地域防災力の強化が図れる基盤づくりを進めます。				
【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 駅南整備事業	都市計画課	○	○	○
・ 市街地整備事業	都市計画課	○	○	○

重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値[R1]	目標値[R7]	担当課
基幹管路耐震化率 [耐震化済み延長／全延長]	34.6%	46.6%	水道工務課
下水道事業計画区域内汚水処理人口普及率	84.4%	99.9%	下水道建設課
下水道事業計画区域内雨水整備率	16.6%	18.1%	下水道建設課
雨水ポンプ場耐震化箇所数	0箇所	2箇所	下水道建設課
汚水管点検調査延長	1.7km	5.0km	下水道建設課
汚水管健全率	97.6%	100%	下水道建設課
雨水ポンプ場設備が健全度2以下になることを抑止する割合	0%	5%	下水道建設課
人口一人当たりの公園面積 [公園緑地面積／人口(m ² /人)]	11.5m ² /人	15.5m ² /人	都市計画課

B. 住宅／都市／土地利用

(3) 土地利用

① 地籍調査の推進	主に対応するリスクシナリオ NO. 2-2,8-3
【国土調査課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ D I D地区及び公共事業計画区域等において優先的に地籍調査を実施します。今後、D I D地区における優先順位付けにおいては、津波や水害による浸水想定区域等も考慮します。 ・ 別子山地区においては、基幹インフラである道路が被災した際に速やかな復旧ができるよう地籍調査を実施します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 地籍調査事業	国土調査課	○		

② 土地利用の推進	主に対応するリスクシナリオ NO.1-1,1-2,6-3
【都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能を維持し、コンパクトプラスネットワーク形成に資する土地利用の推進を図ります。 	

重要業績指標 (K P I)

成果指標	現状値 [R1]		目標値 [R7]	担当課
用途地域面積	2,527ha	▶	2,614ha	都市計画課

C. 保健医療／福祉／教育

(1) 保健医療

① 子ども・妊産婦保健	主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,2-1,2-3,2-4,2-5			
【保健センター】				
・妊産婦や乳児のいる家庭に対し、災害時の対応に関する啓発に取り組みます。				
【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・母子健康手帳交付時における災害時の対応に関する啓発 (パンフレット配布)	保健センター	○	○	

② 救急医療体制の充実	主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,2-2,2-3,2-4,2-6,2-8			
【保健センター、国保課】				
・医師会等医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進します。				
【警防課、消防署】				
・普通救急救命講習を定期に実施し、救命率の向上を図ります。				
・救急車の適正利用について、救急救命講習会において適正利用の広報DVD等を活用し広報するとともに、防災訓練等や、市のホームページ、市政だより等の媒体を利用し引き続き啓発を行います。				

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・救急医療体制の充実強化（定住自立圏として救急医療体制の整備）	保健センター	○		○
・休日・夜間急患センター運営事業	保健センター	○		○
・在宅当番医制事業	保健センター	○		○
・普通救命講習等応急手当の普及	警防課、消防署	○	○	○
・救急車適正利用の啓発活動	消防署	○	○	○

③ 地域医療の推進	主に対応するリスクシナリオ NO.2-3,2-4,2-6			
【保健センター、国保課】				
・災害等緊急時においても、安定的に医療サービスが受けられるために、身近なかかりつけ医制度を推進します。				

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・かかりつけ医制度の推進	保健センター、国保課	○	○	○
・地域医療の啓発	保健センター、国保課	○	○	○

C. 保健医療／福祉／教育

④ 小児医療体制の充実	主に対応するリスクシナリオ NO.2-3,2-6,2-8
【保健センター】 ・災害時における小児医療を効果的に進めるため、医師会等医療関係機関と連携し、初期医療体制及び後方医療体制等の整備等を推進します。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・周産期・小児医療体制の整備充実（医療機関と連携の中で）	保健センター	○		○
・小児救急医療支援事業の充実（医療機関と連携の中で）	保健センター	○		○

⑤ 保健医療・介護の連携	主に対応するリスクシナリオ NO.2-3,2-6,2-8
【保健センター、国保課、地域包括支援センター、介護福祉課】 ・災害時にも安心して適切に情報を得られるために、保健医療サービスの情報提供を進めます。また、要介護者の救済は重要であり、在宅医療、介護における連携を強化していきます。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・保健・医療サービスの情報提供	保健センター、国保課 地域包括支援センター、 介護福祉課	○		
・在宅医療・介護の連携推進	地域包括支援センター	○		○

重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値 [R1]		目標値 [R7]	担当課
小児でかかりつけ医がいる人の割合 （3歳児健診時）	85.7%	▶	90%	保健センター

(2) 福祉

① 高齢者福祉

主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,2-1,2-3,2-5

【介護福祉課、地域包括支援センター】

- ・高齢者に対するサポート事業や施設整備を進めるとともに、災害時の情報伝達や避難行動等について、様々な機会を通じて広くきめ細やかに周知を図っていきます。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 独居高齢者見守り推進事業	介護福祉課	○	○	
・ 健康長寿地域拠点づくり事業	地域包括支援センター	○	○	
・ 介護保険事業計画に基づく施設整備	介護福祉課	○		○

② 障がい者福祉

主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,2-1,2-3

【地域福祉課】

- ・災害時における障害者対策の一つとして、職員の手話通訳登録者を増やしていくとともに、登録手話通訳者と協力して、手話通訳者等の派遣に係る対応力を強化します。
- ・日中一時支援及び移動支援事業については、災害時において、迅速に対応することができるよう、事業者（法人等）との情報伝達が円滑に図られるネットワーク体制を整えていきます。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	地域福祉課	○		
・ 地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援）の利用促進	地域福祉課	○		○

③ 子育て支援

主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,8-2

【子育て支援課、こども保育課】

- ・ 保育園児等がいざという時に自分で自分を守る意識の向上のため、日ごろからの防災訓練を実施します。
- ・ 保育園を含めた子育て支援施設の職員に対する防災意識の高揚と施設の安全対策を構築します。

【学校教育課】

- ・ 放課後児童クラブの運営は、学校教育施設及び福祉施設を利用しており、災害発生時には児童の安全を守るため適切な対応がとれる連携体制を整えます。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 保育所等の入所	こども保育課	○		○
・ 地域子育て支援施設での事業	子育て支援課	○		○
・ 児童センター事業	子育て支援課	○		
・ 放課後児童健全育成事業	学校教育課	○		

④ 生活困窮・貧困対策	主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,2-1,8-2
【地域福祉課】 ・災害時においても、要支援者の相談に迅速に対応することができるよう、平常時から関係機関等の連絡を密にし、支援に支障が生じない体制を整えていきます。	
【子育て支援課】 ・子どもの貧困対策についての計画策定を検討し、支援の必要な保護者、子供への支援を強化します。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・子どもの貧困対策についての計画の策定	子育て支援課	○	○	
・要保護児童対策協議会の開催	子育て支援課	○	○	
・生活困窮者自立支援事業 等	生活福祉課	○		

重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値[R1]		目標値[R7]	担当課
地域包括支援センターによる地域ケア会議（個別・圏域）開催回数	14回	▶	30回	地域包括支援センター
子どもの貧困対策計画策定	未策定	▶	策定	子育て支援課

(3) 教育

① 文化スポーツ施設整備	主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,2-1,2-4
<p>【文化振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化センターについては、老朽化が進んでいるため、建て替えの時期や場所、新施設の規模等について早期に検討、決定します。 <p>【スポーツ振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模なスポーツ大会やイベントが開催できる施設の整備に向け、総合運動公園構想を推進します。 体育施設は、災害発生時の避難施設や応急対策拠点として重要な役割を持っていることから、その機能を確保するための対策や整備を推進します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・総合運動公園整備の推進	スポーツ振興課	○		
・体育施設環境整備事業	スポーツ振興課	○		
・文化センター整備の推進	文化振興課	○		

② 文化財保護等	主に対応するリスクシナリオ NO.8-3
<p>【文化振興課、別子銅山文化遺産課、都市計画課、スポーツ振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財施設においては、その保全と災害時対応について総合的な対応を進めます。 国指定重要文化財「旧広瀬家住宅」、国指定名勝「旧広瀬氏庭園」については、保存活用計画の策定を進め、耐震対策等の安全性向上を検討していきます。 国登録有形文化財「旧端出場水力発電所」については、保存活用計画に基づく耐震補強工事を推進し、住友山田社宅についても、耐震補強工事を含めた全体整備を進めます。 <p>【文化振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、指定文化財に係る災害時課題を更に洗い出し、具体的にその対応策を検討していきます。 <p>【文化振興課、別子銅山文化遺産課、都市計画課、図書館、スポーツ振興課、市史編さん室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における貴重な文化財・美術品の保護・保全のために必要な各施設の改修や収蔵スペースの確保等を検討していきます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・新居浜市ゆかりの美術品及び美術に関する資料の収蔵・保管	文化振興課	○		
・国指定重要文化財「旧広瀬家住宅」、国指定名勝「旧広瀬氏庭園」の保存活用計画策定	文化振興課	○		
・登録有形文化財「旧端出場水力発電所」公開活用事業及び「住友山田社宅」全体整備	別子銅山文化遺産課	○		
・指定文化財の保存と活用	文化振興課	○		
・資料収蔵施設の確保とデータベース化の推進	文化振興課、別子銅山文化遺産課、図書館、市史編さん室	○		

③ 学校教育・施設等整備	主に対応するリスクシナリオ NO.3-2
【学校教育課】 ・学校施設は児童生徒等が日常の大半を過ごす活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たすことから、利用者の利便性及び健康に配慮し、校舎のトイレ洋式化及び体育館へのエアコン設置を推進します。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・小学校施設環境整備事業	学校教育課	○		
・中学校施設環境整備事業	学校教育課	○		

④ 児童生徒の安全対策	主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,2-1
【危機管理課、社会教育課】 ・大規模災害が発生した際の連絡手段が断たれることが懸念されるため、交通指導員、見守り推進員と市が連携して、小学生等の登下校時等に対する非常時の対応策を策定します。	
【学校教育課】 ・児童生徒の防災意識を高めるために防災教育の充実を図るとともに、教職員の対応についても、関係機関と連携し、万全の安全対策を構築していきます。 ・児童生徒がいざという時に自分で自分を守る意識を高め、自らの確な対応ができるよう具体的な指導を重ねていきます。 ・「新居浜市通学路交通安全プログラム」に基づき、各学校から要望のあった通学路の危険箇所については、合同点検を実施し、「通学路危険箇所一覧」として取りまとめ、学校や地域関係者等に公表し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・民間ブロック塀撤去費補助事業	建築指導課	○	○	○

D. 産業／農林水産／エネルギー

(1) 産 業

① 工業・企業誘致	主に対応するリスクシナリオ N0.5-1,5-2 ,6-3,7-2
<p>【産業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震等、四国圏域及び愛媛県内に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも圏域内における経済活動への影響を最小限に留められるよう、太平洋沿岸をはじめとする被害想定が大きな地域の工場や事業所等の企業誘致を検討していきます。 ・各事業所において、災害時における事業活動の継続に必要な事業継続計画（BCP）等の策定について、関係機関との連携のもと促進します。 <p>【水源管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の主要な工業地帯へ供給する工業用水道管の老朽化に伴い、企業経営活動に支障が生じないよう、アセットマネジメント計画による経営戦略に基づき、更新・耐震化整備を促進します。 <p>【道路課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害後に事業が早期に再開できるよう、工業用地、事業所までのアクセス道路の強化を図ります。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・企業立地促進条例に基づく助成	産業振興課	○		○
・多様な企業誘致への取組	産業振興課	○		○
・工業用水道配水管耐震化事業	水源管理課	○		
・道路改良事業	道路課	○		

② 商業・観光振興	主に対応するリスクシナリオ N0.1-1
<p>【運輸観光課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発的な自然災害等に備え、観光施設等における来場者の避難経路確保と、速やかな避難誘導体制の更なる整備を図っていきます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・観光施設等施設整備の推進	運輸観光課	○		○

重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値[R1]	目標値[R7]	担当課
事業継続力強化計画及び事業継続計画（BCP）策定企業増加数	0 件	10 件	産業振興課

(2) 農林水産

<p>① 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化</p>	<p>主に対応するリスクシナリオ NO. 1-3,2-2, No. 5-1,5-4,6-3,7-1,7-2,7-4</p>
<p>【農地整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に一早く復旧復興に資するため、老朽化した農業用施設の耐震化や老朽化対策を推進し、施設の維持管理を行います。また、農業用施設を管理する土地改良区の基盤強化に努めて、担い手の確保に取り組むとともに、地域ぐるみの共同活動による農業用施設の保全管理を推進します。 ・農業用ため池については、施設の防災性の向上と老朽化対策を推進します。 <p>【農林水産課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画に基づき、計画的に老朽化対策を進めます。 ・漁港等の農林水産業施設が被災した場合においても、被害を最小限に抑え、速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）の策定を推進するとともに、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高めます。 ・農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進します。 ・主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について、橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進めます。 ・家畜の感染症等の発生時における迅速な情報収集や初動対応の体制を整備し、適切な運用を図ります。 ・大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めます。 ・森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進します。 ・森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進めます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 農業用施設の耐震化及び老朽化対策の推進	農地整備課	○		
・ 農業用施設の維持管理事業	農地整備課	○		
・ 多面的機能支払交付金事業	農地整備課	○	○	
・ 畜産防疫情報の交換・連携	農林水産課	○		
・ 漁港施設の老朽化対策事業	農林水産課	○		

重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値[R1]	目標値[R7]	担当課
耐震対策済ため池数 (※県営事業を含む。)	0 池	4 池	農地整備課

(3) エネルギー

① エネルギーの安定供給

主に対応するリスクシナリオ NO.6-1

【環境保全課、産業振興課、下水道建設課】

- ・火力発電の代替えとなる太陽光発電、軽油の代替えとなる廃食油由来のBDFの利用拡大を進めます。
- ・災害時のライフラインの確保に資するエネルギーの自給自足を促進するため、家庭用の省エネ・再生可能エネ設備導入に対する補助金制度を実施します。
- ・下水道バイオマス等の資源・エネルギー化を推進します。
- ・災害に対するレジリエンス強化等に密接に関係するエネルギー分野の観点を踏まえ、庁内各部局の施策等に関与・連携し、庁内横断的なエネルギー事業の推進を図ります。

※BDF：下水道バイオマス・ディーゼル・フューエルの略で、菜種油・大豆油等、植物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称で、バイオマスエネルギーの一つ。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・地球温暖化対策推進計画の拡充	環境保全課	○	○	○
・太陽光発電設備の導入促進	環境保全課	○	○	○
・家庭用の省エネ・再生可能エネ設備導入支援事業	環境保全課	○	○	
・廃食油拠点回収及びBDF利用促進	ごみ減量課	○	○	○
・下水道バイオマス等利活用推進事業	下水道建設課	○		○

② ライフラインの災害対応力の強化

主に対応するリスクシナリオ NO.2-1, 6-1, 6-2

【危機管理課、水道工務課、水源管理課、下水道建設課、産業振興課】

- ・災害発生時のライフラインの損傷は、発生時の住民等の生活に大きな影響を及ぼすため、その機能を維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら災害に対する対応力を強化していきます。

【下水道建設課】

- ・新居浜市下水道総合地震対策計画、ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の耐震化、改築・更新を一体的に進めます。（再掲）
- ・下水道台帳の再構築を進めます。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・電気・ガス・上下水道等のライフライン関係機関のネットワークの形成及び、それらと連携した、災害対策上重要な設備の耐震化推進	危機管理課 水道工務課 水源管理課 下水道建設課	○		○
・新居浜市下水道総合地震対策計画に基づく耐震・補強対策（再掲）	下水道建設課	○		
・下水道台帳システム再構築事業	下水道建設課	○		

E. 情報通信／交通・物流

(1) 情報通信

① 市民等への情報発信	主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,4-1,8-2
<p>【秘書広報課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の提供については、コミュニティFM「Hello! NEW新居浜FM」、CATVを活用して、必要とする情報を適切に提供していきます。 ・SNS（フェイスブック、ツイッター、LINE等）、メールマガジンやホームページを活用して迅速な情報発信に努めます。 <p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には地域毎に個別に避難・誘導情報等を発信し、情報過多による混乱の発生を抑制する体制作りに努めます。 <p>【地域コミュニティ課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人居住者等への災害情報提供のため、外国語による数多くの伝達手段の確保に努めます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・市政だより「にいはま」の内容充実、ホームページの充実	秘書広報課	○		
・SNS等の活用	秘書広報課	○	○	○
・CATV	秘書広報課	○	○	○
・コミュニティFM「Hello! NEW新居浜FM」の活用	秘書広報課	○	○	○
・国際交流協会ホームページ等による外国人への多言語での情報提供の充実	地域コミュニティ課	○	○	○

② 災害情報の伝達	主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,4-1,8-3
<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外拡声器や戸別受信機により、住民等に直接・同時に防災情報等を伝える「同報系防災行政無線」の維持管理や防災ラジオの普及促進に取り組みます。 ・災害情報連絡網・連絡体制の整備を行い、伝達時間の短縮を図ります。 <p>【秘書広報課・危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害情報の提供については、コミュニティFM「Hello! NEW新居浜FM」・CATVを活用して、必要とする情報を適切に提供していきます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・防災情報伝達手段の改良・整備	危機管理課	○		
・災害情報伝達システムの改良	危機管理課	○		
・移動系防災行政無線の維持管理及び更新（同報系・移動系）	危機管理課	○		
・防災ラジオの普及	危機管理課	○		
・メールマガジン、新居浜いんふお、緊急速報メール、コミュニティFM「Hello! NEW新居浜FM」、CATVの活用	秘書広報課 危機管理課	○	○	○
・Jアラート運用の推進	危機管理課	○		
・防災・災害情報の共有・迅速な提供のための市ホームページの充実	秘書広報課 危機管理課	○		
・自治会・自主防災組織への電話連絡	地域コミュニティ課	○	○	

③ 電源の確保

主に対応するリスクシナリオ NO.4-1

【危機管理課、管財課】

- ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有等を図るため、安定的電源確保に資する取組を進めます。

【水源管理課】

- ・災害発生後の早期に断水を解消するために、水道施設への優先的な電源確保及び復旧に資する取組を進めます。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進	危機管理課	○		○
・市役所本庁舎における非常用電源設備の整備	管財課	○		
・水道施設における非常用電源設備及び外部電源施設の整備	水源管理課	○		

重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値[R1]	目標値[R7]	担当課
SNS（メルマガ、フェイスブック等）登録者数	11,698人	16,000人	秘書広報課

(2) 交通・物流

① 緊急輸送体制の整備

主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1,2-1,6-3,8-3

【道路課】

- ・緊急輸送の根幹となる国道11号新居浜バイパス及び県道幹線道路（新居浜港線、新居浜東港線、金子中萩停車場線、新居浜別子山線）の整備については、国、県との連携を密にして進めていきます。
- ・緊急輸送道路網の充実を図るため、都市計画道路等、都市の骨格を構成する市域内幹線道路の整備を推進していきます。
- ・国道・県道の整備促進については、新居浜市主要幹線道路整備促進期成同盟会及び隣接市町等で組織されている高知・徳島・愛媛間道路整備促進期成同盟会とも連携し、積極的に国・県へ要望していきます。また、各市町間の道路整備促進については、協議を定期的に行い、更に連携した整備が行われるようにしていきます。

【都市計画課、道路課】

- ・都市の骨格となる都市計画道路や隣接市町との連携強化の都市間連絡道路等、非常時の緊急輸送のためにも重要となる主要な幹線道路の検討・整備を進めます。

【港湾課】

- ・大規模地震発生時に海上輸送拠点となる港湾において、緊急支援物資等の輸送が滞らないよう橋りょう等の施設の耐震化を推進するとともに、大規模地震や津波発生時にも使用できる耐震強化岸壁や臨港道路及び緑地等の整備を進めます。また、円滑な物資輸送ができるよう既存施設の改修や航路・泊地等の浚渫等、適切な維持管理を図ります。
- ・大規模災害時等における港湾施設の代替性や物資輸送拠点機能を確保するため、船舶の大型化や多様な緊急輸送船等に対応した公共ふ頭等の整備を推進します。また、整備にあたり災害時等に発生する廃棄物や土砂等の受け入れ地として利用できるよう段階的な整備等についても、国や県、関係機関等と連携し検討します。
- ・大規模災害時において、緊急支援物資等の海上輸送の妨げとなる浮遊物や沈降物について、国や県、関係機関等と連携し、早期に航路啓開を図ります。
- ・災害時にコンテナ等が流出し二次災害を発生させるおそれがあるため、漂流物防止対策や上屋・倉庫、電源設備等の浸水対策を推進します。
- ・港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、計画の実効性を高められるよう必要に応じて見直し等を実施します。

【下水道建設課】

- ・新居浜市下水道総合地震対策計画に基づき緊急輸送路の下水道施設の耐震化を進めます。

【運輸観光課】

- ・災害に強い新船の建造を検討するとともに、現在使用している船舶の整備、維持管理を計画的に進めます。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 国道 11 号新居浜バイパスの整備促進要望	道路課	○		
・ 県道幹線道路（新居浜港線、新居浜東港線、金子中萩停車場線、新居浜別子山線）の整備促進要望	道路課	○		
・ 上部東西線改良事業（街路）	道路課	○		
・ 上部東西線改良事業（地方道）	道路課	○		
・ 宇高西筋線改良事業	道路課	○		
・ 道路整備事業	道路課	○		
・ 本郷西筋線改良事業	道路課	○		
・ 新居浜東港線側道整備事業	道路課	○		
・ 都市計画道路網の見直し	都市計画課	○		
・ 新居浜市下水道総合地震対策計画に基づく耐震・補強対策（再掲）	下水道建設課	○		
・ 臨港道路改修事業	港湾課	○		
・ 港湾浚渫事業	港湾課	○		

② 道路の防災・減災対策及び耐震化

主に対応するリスクシナリオ NO. 1-2, 1-3, 6-3

【道路課】

- ・ 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行い、「新居浜市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき修繕していきます。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 道路改良事業	道路課	○		
・ 道路整備事業	道路課	○		
・ 市道管理事業	道路課	○		
・ 橋りょう長寿命化事業	道路課	○		
・ 橋りょう耐震化事業	道路課	○		
・ 大島支線改良事業	道路課	○		

③ 復旧・復興等を担う人材の確保

主に対応するリスクシナリオ NO. 8-2

【都市計画課】

- ・ 災害後の道路等の復旧・復興を速やかに進められるよう、建設業協同組合等との連携を推進し、相互の復旧・復興体制の構築に努めます。

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 建設業協同組合等との連携推進と相互の復旧・復興体制の構築	都市計画課	○		○

④ 自転車活用の推進	主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1,6-3
【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車を災害時の代替交通機関としての利用を検討するとともに、自転車利用者の交通ネットワークを強化するため、県と協議を進め、自転車ルート等の整備を「新居浜市自転車ネットワーク計画」に基づき推進します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 自転車道整備事業	道路課	○		
・ 大島支線改良事業	道路課	○		

⑤ 地域交通環境の整備	主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1,6-3
【運輸観光課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通結節点に接続する公共交通網の整備を推進します。 【地域福祉課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における福祉タクシーの活用についての方針等について検討を進めます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 公共交通網の整備	運輸観光課	○		○

⑥ 地域交通拠点の整備	主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1,6-3
【都市計画課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の交通結節点となる新居浜駅周辺において、災害拠点及び活動拠点となる基盤整備や施設整備を行います。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 新居浜駅周辺地区の整備	都市計画課	○		○
・ 交通拠点の整備検討	都市計画課	○		○

⑦ 道路の交通安全対策	主に対応するリスクシナリオ NO. 2-1,6-3
【道路課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者、子供等の交通弱者が災害時に安全で快適に通行でき、早急に避難が可能となるよう歩道の整備やバリアフリー化等交通安全対策を推進します。 ・ 「道路交通安全プログラム」に位置付けられた通学路の危険箇所については、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を推進します。 ・ 未就学児が日常的に集団で移動する経路の危険箇所については、安全に移動できるよう経路の安全確保を推進します。 ・ 一定区域における、関係機関及び住民等との合意に基づく交通安全対策を推進します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 交通安全施設整備事業	道路課	○		
・ 上部東西線改良事業（街路）	道路課	○		
・ 上部東西線改良事業（地方道）	道路課	○		
・ 宇高西筋線改良事業	道路課	○		
・ 平形外山線改良事業	道路課	○		
・ 本郷西筋線改良事業	道路課	○		

重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値[R1]		目標値[R7]	担当課
緊急輸送路下施設耐震化延長	—	▶	15.4 k m	下水道建設課
橋梁補修着手数	13 橋	▶	50 橋	道路課
上部東西線改良事業（街路）進捗率	7%	▶	(R6) 100%	道路課
上部東西線改良事業（地方道）進捗率	5%	▶	(R6) 100%	道路課
宇高西筋線改良事業進捗率	20%	▶	(R4) 100%	道路課
本郷西筋線改良事業進捗率	9%	▶	(R3) 100%	道路課
大島支線改良事業進捗率	55%	▶	(R5) 100%	道路課
橋梁改良着手数	2 橋	▶	5 橋	港湾課

F. 国土保全／環境

(1) 国土保全

① 総合的な治水対策	主に対応するリスクシナリオ NO. 1-2,1-3,7-2
<p>【河川水路課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年は局地的な想定以上の豪雨が頻発していることから、河川の浚渫、護岸整備を実施するとともに、県管理河川についても、河川の浚渫、堤防の強化について、県に積極的に働きかけていきます。 ・鹿森ダムの堆積量が増加しており、貯水池内の浚渫について、県に働きかけていきます。 <p>【農地整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川が直接流れ込んでいる農業用ため池の耐震化及び老朽化対策、並びにため池に堆積した土砂の撤去等について、国庫補助事業の採択を要望します。 <p>【下水道建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金を活用し、雨水ポンプ場、管渠（かんきょ）の整備を行います。 ・大雨等による住宅浸水被害を解消するため、公共下水道事業を推進します。 <p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川氾濫等の発生可能性について、常に的確な状況把握に努め、訓練等を通じて検証を行い、非常時での対応力を強化していきます。 <p>【道路課、都市計画課、河川水路課、危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等の有効活用を推進します。 ・河川氾濫の要因となるおそれのある橋りょうについて、河川管理者と連携し、解消を目指します。 <p>【港湾課、農林水産課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、発生頻度の高い津波を対象として堤防・護岸の嵩上げや、耐震化、液状化対策等を推進します。 ・港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画等に基づき、計画的に老朽化対策等を推進します。また、点検結果等に基づき長寿命化計画等の見直しを行います。 ・津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や水門・陸閘・樋門等の改修を行うとともに、操作時間の短縮を図るため自動化・ 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・橋りょう長寿命化事業	道路課	○		
・橋りょう耐震化事業	道路課	○		
・公共下水道事業（雨水）	下水道建設課	○		
・洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの有効活用	道路課、都市計画課 河川水路課、危機管理課	○		
・ダム、河川の浚渫の推進	河川水路課	○		
・浚渫土砂処分場の確保	都市計画課	○		
・一般下水路整備事業	河川水路課	○		
・緊急浚渫事業	河川水路課	○		
・海岸保全施設老朽化対策事業	港湾課、農林水産課	○		

② 河川・土砂災害対策	主に対応するリスクシナリオ NO. 1-3,7-1,7-3
<p>【河川水路課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国領川・東川等における未整備箇所の整備を行うため、河川管理者である県へ積極的に働きかけるとともに、県・市連携して事業進捗を図ります。 <p>【河川水路課、都市計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模土砂災害に備え、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策等の各事業を県・市連携して推進します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・急傾斜地崩壊対策事業	都市計画課	○		
・がけ崩れ防災対策事業	都市計画課	○		
・砂防事業	河川水路課	○		

(2) 環 境

① 災害廃棄物処理体制の整備	主に対応するリスクシナリオ NO. 8-1
【ごみ減量課、環境施設課】 ・災害発生時には災害廃棄物が大量に発生することから、災害廃棄物の仮置場の選定や処理体制の整備を進めます。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ごみ処理及びごみ収集事業	ごみ減量課	○	○	○
・新居浜市災害廃棄物処理計画の策定・見直し	ごみ減量課	○		
・災害廃棄物仮置場候補地の事前検討	ごみ減量課	○		
・災害廃棄物に関する研修・人材育成・啓発活動	ごみ減量課	○		○
・廃棄物関係団体との災害廃棄物に関する協定締結	ごみ減量課	○		○
・有害廃棄物の対策検討	ごみ減量課	○		○
・廃棄物処理施設の設備・機器・車両類の常時整備	環境施設課	○		
・廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄	環境施設課	○		
・災害時に稼働・対応できる廃棄物処理施設の体制整備	環境施設課	○		

② 下水処理施設の整備	主に対応するリスクシナリオ NO. 2-7, 6-2
【環境保全課】 ・災害時における感染症等予防のため、公共下水道等の整備区域外において合併処理浄化槽の普及を推進します。	
【下水道建設課、環境施設課】 ・災害時においても、持続的に汚水処理機能を確保するため、下水処理場での共同処理を行う受入施設等の整備を進めていく必要があります。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・浄化槽設置整備事業	環境保全課	○	○	
・汚水処理広域化・共同化事業（再掲）	下水道建設課 環境施設課	○		

③ 環境保全対策	主に対応するリスクシナリオ NO.7-3,8-1
【予防課、環境保全課】 ・災害時には有害化学物質が保管する企業等から流出することが懸念されることから、企業等への指導とともに、市民への環境リスクにかかる啓発を行います。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・環境監視の実施	環境保全課	○		
・環境基本計画推進事業	環境保全課	○		○
・公害等苦情相談事業	環境保全課	○		○
・有害物質の保管状況等の把握と保管の指導	環境保全課	○		○

④ 感染症予防対策	主に対応するリスクシナリオ NO.2-5, 2-7, 2-8, 6-1, 6-2, 6-3
【保健センター、国保課、環境保全課】 ・避難場所、被災地区での感染症や食中毒の発生やまん延防止のため、平常時から感染症等の予防とともに対応体制を充実させていきます。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・予防接種や消毒、害虫駆除を行う体制整備	保健センター、国保課 環境保全課	○	○	○

重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値 [R1]	目標値 [R7]	担当課
下水道を除く合併処理浄化槽設置率	40%	58%	環境保全課

G. 地域防災／地域防犯／地域福祉／地域活動

(1) 地域防災

① 地域防災力の向上	主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1,1-2,1-3,8-2
<p>【危機管理課、消防総務課、警防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に対応するため、自主防災組織の組織率 100%を目指すとともに、自主防災リーダー育成のため防災士の養成・育成に努め、避難所の運営について、自主防災組織と連携し、地域で自主運営できるようになることを目指します。 ・また、既に設立された自主防災組織には、各地域独自の取組（初期対応の強化、自主防災組織同士の連携）を情報提供していきます。 ・地区単位で市民自ら防災対応にあたるための自主防災組織の拡充に努めるとともに、それぞれの地域に合った取組を参考とし、機動的に災害時に行動を行える体制・システムづくりを進めます。 ・大規模災害等において、消防団員を補完する機能別消防団員を導入することで、特定の任務として避難所運営、初期消火活動及び情報収集等を行い地域防災の充実を図ります。 <p>【地域コミュニティ課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に地域コミュニティとしても十分に機能するため、今後も更なる自治会加入促進のPRを図ります。 ・住民の自主性・主体性を尊重しながら、世代間交流の活性化やコミュニティの組織づくり・体制づくりに努めます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・自治会加入の推進、自治会活動の活性化	地域コミュニティ課	○	○	○
・自主防災組織の設立・拡大強化	危機管理課	○	○	
・防災士の養成事業	危機管理課	○	○	
・自主防災組織の災害対策行動マニュアルの策定事業	危機管理課	○	○	
・自主防災組織との連絡体制の充実	危機管理課	○	○	
・消防団の活性化、市民指導員の養成、機能別消防団の採用	消防総務課、警防課	○		

G. 地域防災／地域防犯／地域福祉／地域活動

② 防災意識の高揚、防災教育の実施	主に対応するリスクシナリオ NO. 1-1,1-2,1-3,1-4
<p>【危機管理課、地域コミュニティ課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座について、パンフレット、ホームページ等で周知し、開催回数及び受講者の増加を図ります。 ・ 特に、防災センターを積極的に活用し、自分の命は自分で守る「自助」、近所・地域で守る「共助」について考えることで、防災意識の醸成を図っていきます。 ・ 災害時の行動や日頃の備え、災害後の対処法等を、「いつでも・どこでも・誰でも」を基本に示し、家族や学校、職場等で話し合う際の手引きともなり、より効果的な避難行動に直結するよう、市民が活用しやすい「新居浜市総合防災マップ」を改訂・配布し、新居浜市ホームページを活用して、市民の防災意識の高揚に努めていきます。 <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒がいざという時に、自ら危機回避ができる能力を高められるよう、今後も防災教育の充実に努めていきます。 ・ 児童生徒一人ひとりが、様々な危機について学び、災害について正しい理解を深めるとともに、危機意識を高めていけるよう努めていきます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 出前講座	地域コミュニティ課 危機管理課	○	○	○
・ 総合防災マップの見直し・充実	危機管理課	○	○	○

重要業績指標（KPI）

成果指標	現状値[R1]	目標値[R7]	担当課
自主防災組織結成率 [自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数/市内の全世帯数]	56%	65%	危機管理課
防災士の資格取得者数 うち女性の数（ ）	579名 (121)	1179名 (258)	危機管理課

(2) 地域防犯

① 防犯体制の充実強化	主に対応するリスクシナリオ NO. 4-1,8-2
【危機管理課】 ・警察、防犯協会と連携しつつ、緊急的な防犯・災害時の対応について研修会等様々な機会を通じて周知していきます。 【地域コミュニティ課】 ・地域の安全、安心のまちづくりを進めるために、自治会と連携して計画的な防犯灯の整備を進めます。	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・防犯灯整備事業	地域コミュニティ課	○	○	
・防犯カメラ設置補助事業	危機管理課	○	○	○
・警察・防犯協会等との連携強化	危機管理課	○	○	○

重要業績指標（K P I）

成果指標	現状値[R1]	目標値[R7]	担当課
犯罪発生件数	573 件	515 件	危機管理課

G. 地域防災／地域防犯／地域福祉／地域活動

(3) 地域福祉

① 高齢者等生活支援	主に対応するリスクシナリオ NO. 1-4,2-1,2-3,8-2
<p>【介護福祉課、地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時から災害発生時の情報伝達ルート、また避難行動等についてボランティアとの共通認識のもと様々な機会を通じて高齢者自身の意識・理解を高めていきます。 <p>【地域福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における高齢者対策の一環として、民生委員の意識高揚を図りつつ、個別訪問、相談及び関係機関への連絡調整・支援を充実していきます。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ シルバーボランティア推進事業	地域包括支援センター	○	○	
・ 認知症サポーター養成講座	地域包括支援センター	○	○	
・ 手話通訳者等養成講習会	地域福祉課	○	○	
・ 高齢者と地域をつなぐ仕組みづくり	地域包括支援センター	○	○	○
・ 社会福祉協議会との連携強化	地域福祉課 介護福祉課	○	○	○
・ 民生委員・児童委員	地域福祉課	○	○	
・ 独居高齢者見守り推進員事業	介護福祉課	○	○	○

② 避難行動要配慮者対策	主に対応するリスクシナリオ NO. 1-4, 2-1, 2-3, 8-2
<p>【地域福祉課、危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に迅速に対応できるように、関係各課や関係団体の役割・連携協力等について再確認しつつ、「新居浜市災害時要援護者対応マニュアル」を改訂します。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体・機関と定期的な情報交換を行い、災害時の連携体制づくりに努めます。また、災害をテーマとした研修会等を開催し、災害弱者に対する理解を深め、地域で助け合う意識づくりを推進します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・ 災害時要配慮者支援事業	地域福祉課	○	○	
・ 防災ネットワークの組織づくり	地域福祉課	○	○	○
・ 救援・避難体制の整備	地域福祉課	○	○	○
・ 災害時に備えた地域のネットワークづくり	社会福祉協議会	○	○	○

重要業績指標 (KPI)

成果指標	現状値 [R1]	目標値 [R7]	担当課
協議体による会議等の開催	5回	72回	地域包括支援センター
避難行動要支援者[登録者数(人)]	2,061人	2,500人	地域福祉課 危機管理課

(4) 地域活動

① ボランティア活動体制の強化	主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,8-2
<p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの活動の研究や設置・運営訓練を実施し、災害に備えるとともに、非常時に必要な福祉サービスが欠けることなく適切に提供できるよう努めます。 <p>【地域コミュニティ課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協働オフィス、ボランティア・市民活動センターにおいて、市民のボランティア活動への参加の理解と啓発を図るとともに、災害ボランティア講座等によるボランティア活動への支援を強化します。 ・国際交流協会等を通して、国際交流ボランティア等の人材育成に努め、災害対応力を強化します。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・災害ボランティアセンターや災害時の事業継続体制の整備	社会福祉協議会	○	○	○
・ボランティア活動の情報発信	地域コミュニティ課	○	○	○
・中間支援組織の活動充実	地域コミュニティ課	○	○	○
・ボランティア・NPO等の活動・運営支援	地域コミュニティ課	○	○	○
・ボランティアのコーディネート推進	地域コミュニティ課	○	○	○
・ボランティア等の育成	地域コミュニティ課	○	○	○

② 国際交流・外国人対応	主に対応するリスクシナリオ NO.1-4,8-2
<p>【地域コミュニティ課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における外国人対応として、緊急時における国際交流協会の役割意識を高めつつ、様々な交流事業や支援事業を通じ多文化共生や防災意識の向上を図ります。 	

【主な取組】	担当課	市	市民	企業
・多文化共生のまちづくりの推進	地域コミュニティ課	○	○	○
・地域の国際化の推進	地域コミュニティ課	○	○	○

重要業績指標 (KPI)

成果指標	現状値[R1]	目標値 [R7]	担当課
中間支援組織登録数	973 団体	1,023 団体	地域コミュニティ課
外国人交流事業数	10 事業	17 事業	地域コミュニティ課

6-1 優先的に取り組む施策

本計画では、「強く、しなやかで、人が輝く あかがねのまち」を基本理念に各施策ごとに取組を構築しました。

しかし、より安全・安心な新居浜市づくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確化し、重点的に推進していく必要があります。

本計画における優先的に取り組む施策については、計画の基本目標の一つであります「市民の生命の保護が最大限図られること」を基調とし、強靱化に資する緊急性や効果の大きさ等を踏まえ、次の18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策について優先的に取り組むこととします。

これを基本とし、「第4章で設定した施策体系」のもと、「第5章 施策分野ごとの推進方針」において整理した各施策について優先的に取り組むリスクシナリオと対応させ整理したものが、次頁の表となります。

■ 優先的に取り組む施策抽出に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		優先的に取り組むリスクシナリオ	
1	人命の保護が最大限図られること。	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む。）。	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害の発生による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大
		2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
3	必要不可欠な行政機能は確保すること。	2-2	山間部や離島において、多数かつ長期にわたり、孤立集落が発生
4	必要不可欠な情報通信機能は確保すること。	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること。	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-8	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態
7	制御不能な二次災害を発生させないこと。	3-2	市の職員の被災による職員不足や施設等の損壊等による行政機能の大幅な低下
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること。	4-1	電力供給停止等による情報通信のまひ・長期停止
		6-1	ライフライン（電気、ガス、上水道、通信等）の長期間にわたる機能の停止
		7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通まひ等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		8-2	人材不足や地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

■ 体系別優先的に取り組む推進施策

強靱化施策分野	施策項目	推進施策
A.行政機能／ 防災・消防	(1) 行政機能	防災拠点機能の確保
		業務継続体制の整備・人材育成
	(2) 防災・消防	防災訓練の充実／防災計画の充実
		予防体制の充実／警防体制の充実／救急救助体制の充実
		消防団の活性化／広域応援体制の整備
	避難所整備／物資・資機材等の備蓄	
B.住宅・都市 ・土地利用	(1) 住宅	住宅・建築物等の防火性向上・耐震化／老朽危険空家等の対策
		高齢者等住宅支援／公営住宅等の建替・維持管理
	(2) 都市	都市計画制度の運用／景観形成の推進
		上水道施設の整備
		下水道施設の整備
(3) 土地利用	公園等施設整備／市街地整備事業	
	地籍調査の推進／土地利用の推進	
C.保健医療／ 福祉／教育	(1) 保健医療	子ども・妊産婦保健／救急医療体制の充実
		地域医療の推進／小児医療体制の充実
		保健医療・介護の連携
	(2) 福祉	高齢者福祉／障がい者福祉
		子育て支援／生活困窮・貧困対策
	(3) 教育	文化スポーツ施設整備／学校教育・施設等整備
児童生徒の安全対策		
D.産業／農林水 産／エネルギー	(1) 産業	工業・企業誘致／商業・観光振興
	(2) 農林水産	農林水産に係る生産基盤等の災害対応力の強化
	(3) エネルギー	エネルギーの安定供給／ライフラインの災害対応力の強化
E.情報通信／ 交通・物流	(1) 情報通信	市民等への情報発信／災害情報の伝達／電源の確保
	(2) 交通・物流	緊急輸送体制の整備／道路の防災・減災対策及び耐震化
		復旧・復興等を担う人材の確保／自転車活用の推進
	地域交通環境の整備／地域交通拠点の整備／道路の交通安全対策	
F.国土保全／ 環境	(1) 国土保全	総合的な治水対策／河川・土砂災害対策
	(2) 環境	災害廃棄物処理体制の整備／下水処理施設の整備
		環境保全対策／感染症予防対策
G.地域防災／ 地域防犯／ 地域福祉／ 地域活動	(1) 地域防災	地域防災力の向上／防災意識の高揚、防災教育の実施
	(2) 地域防犯	防犯体制の充実強化
	(3) 地域福祉	高齢者等生活支援／避難行動要配慮者対策
	(4) 地域活動	ボランティア活動体制の強化／国際交流・外国人対応

6-2 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置付けられた施策や取組は、本市全体の強靱化に関するものであり、特に「地域防災計画」と整合性が保たれながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができ、各分野別計画や総合計画実施計画等と連携し、計画的かつ着実に取組を推進していきます。

また、本計画の進行管理は、毎年度PDCAサイクルにより、指標や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

